

第3期

大子町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
大子町

ごあいさつ

現在、多くの市町村では、核家族化の進行、子育て家庭の就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てをする親の負担や不安、孤立感が増しています。

こうした状況の中、令和5年4月には、子どもが将来にわたって幸福な生活が送れる社会の実現を目指した「こども基本法」が施行されるとともに、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されるなど、子ども・若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」が求められています。

太子町におきましては、少子化対策と子育て環境の支援を図るため、国や他の自治体に先駆けて、保育所（園）、幼稚園の保育料・授業料及び給食費の全面無償化にいち早く取り組んでおり、さらに「太子町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町内の保育所（園）及び幼稚園の定員確保、多様な保育サービスや子育て支援事業の実施、小学生の放課後の居場所づくりなど、各種施策の展開を図ってまいりました。

この度、第2期計画の期間満了を迎え、令和7年度から5年を1期とする「第3期太子町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。日本一幸せな太子町づくりを実現するため、新たな計画に基づき、作成過程で把握した子育て家庭のニーズに応える施策・事業の円滑な推進に引き続き努めてまいりますので、町民の皆様、そして関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査等に御協力いただきました保護者の皆様、計画策定に御尽力いただきました太子町子ども・子育て会議委員の皆様、本計画の策定に関わっていただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。



令和7年3月

太子町長 高 梨 哲 彦

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の策定体制	4
第2章 大子町の子どもと家庭を取り巻く現状	5
1 人口と世帯の状況	5
2 婚姻・出産等の状況	9
3 就業の状況	12
4 教育・保育事業の状況	14
5 アンケート調査	19
6 第3期計画における主要課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	35
2 計画の基本目標	36
3 体系図	37
第4章 大子町の子ども・子育て支援の展開	38
基本目標1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	38
基本目標2 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	41
基本目標3 乳児・幼児・保護者等の健康の確保及び増進	43
基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり	46
基本目標5 地域における子育ての支援	47
第5章 教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実	50
1 教育・保育提供区域	50
2 教育・保育の確保	51
3 地域子ども・子育て支援事業の展開	58

第6章 計画の推進..... 75

1 施策の実施状況の点検	75
2 計画の進捗状況の公表	75
3 町民・企業・関係機関との連携	75

資料編..... 76

1 大子町子ども・子育て会議条例	76
2 大子町子ども・子育て会議委員名簿	78



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観が多様化し、子どもと子育て家庭を取り巻く生活環境には大きな変化が生じています。また、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化などの問題は依然として解決すべき課題となっています。さらに、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の格差拡大などの問題も近年ますます顕在化している状況です。

こうした状況を背景として、我が国では、子どもとその保護者に対して必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。その後、令和元年10月からは、幼児期の教育・保育事業を利用しやすくするため「幼児教育・保育の無償化」などの施策も実施されています。

こうした中、令和5年4月には、子どもを権利の主体として位置づける「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、子どもに関連した施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として位置づけられています。この法律では、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが基本的な理念とされています。

また、同じく令和5年4月には、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

これらの法律・制度改正を背景として、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求を目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な取組が進められており、今後は、県及び市町村、地域社会が一体となって、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。

(2) 大子町における子ども・子育て支援事業計画の策定と施策の推進

本町では、令和2年3月に「第2期大子町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、必要な教育・保育の提供体制の確保と、子育て家庭それぞれの状況に応じた子育て支援を進めてまいりました。

この度、第2期計画期間の終了に伴い、第2期計画の到達点を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、「第3期大子町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画のもと、教育・保育や子育て支援に関する事業の質及び量の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進します。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

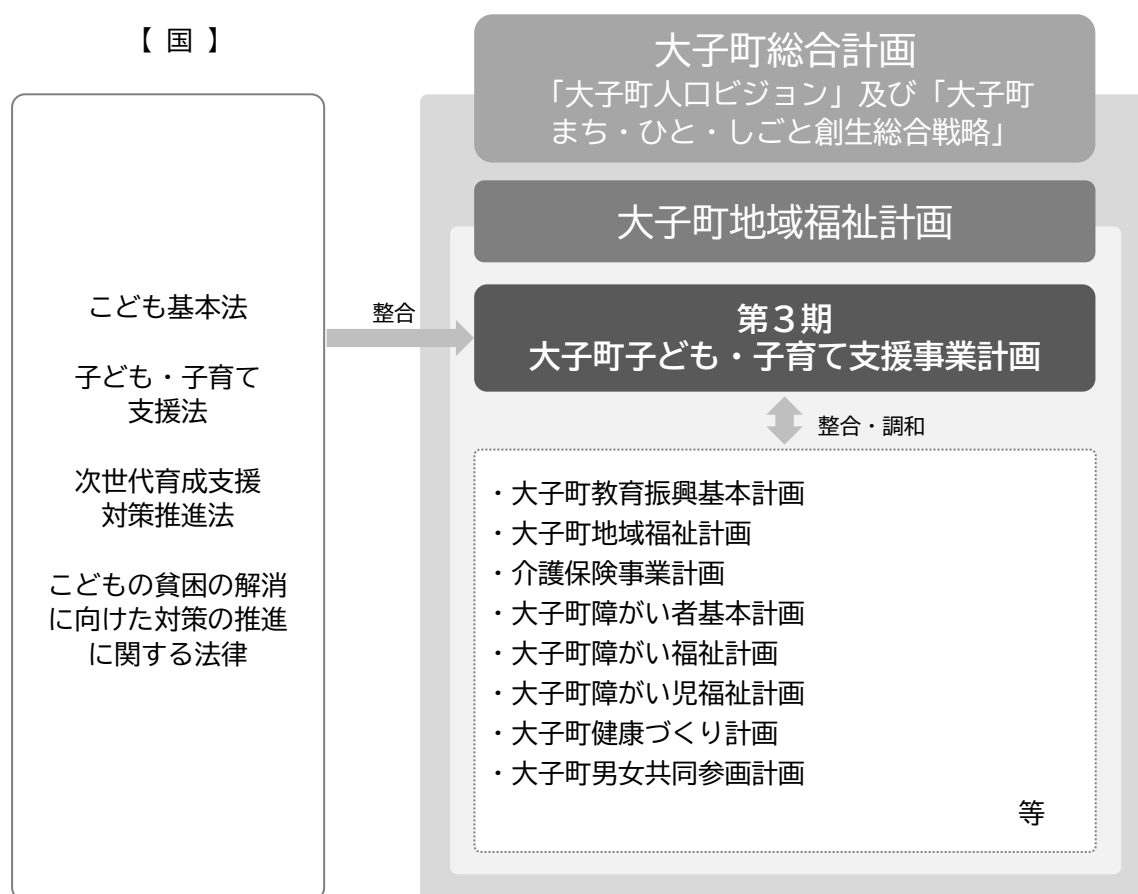
計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期 大子町子ども・子育て支援事業計画					次期計画

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。なお、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」については、本計画に包含されるものとします。

また、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた計画である「母子保健計画」と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」の子ども部分（主に 18 歳まで）、さらに、令和 6 年 9 月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」の内容についてもこの計画の中に位置付けて策定しています。



策定にあたっては、本町のまちづくりの最上位の計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、障がい者基本計画、健康づくり計画、教育振興基本計画等の関連する他の計画との調和を図りました。

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

計画策定にあたり、市町村の子ども・子育て支援施策が地域の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町では、保護者や事業主及び労働者の代表、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、子ども・子育て支援に関する学識経験者等で構成する「太子町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査

子育て家庭における保護者の就労状況や保育等のサービスの利用状況及びニーズ、地域の子育て支援に関する実情や意見などを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

※アンケート調査の概要については、第2章を参照のこと。

第2章

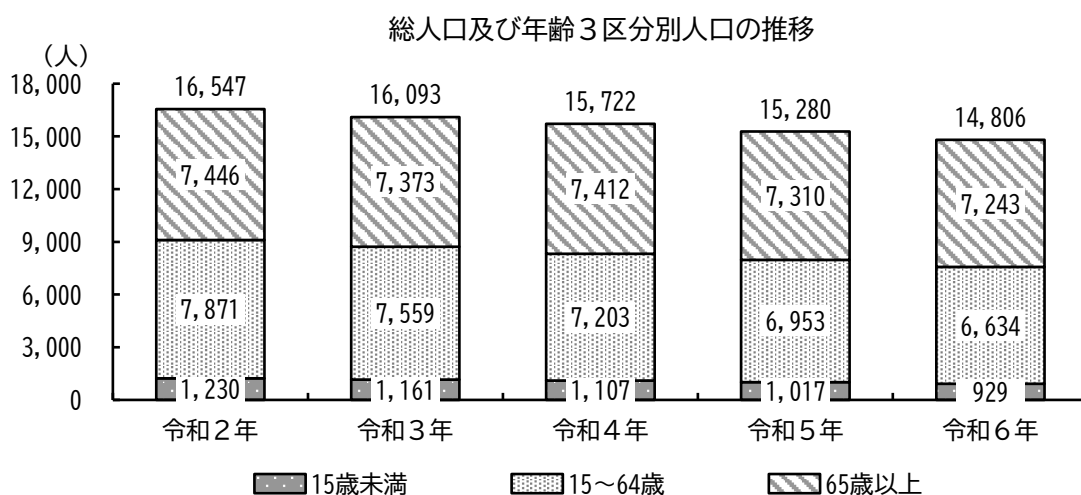
大子町の子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口と世帯の状況

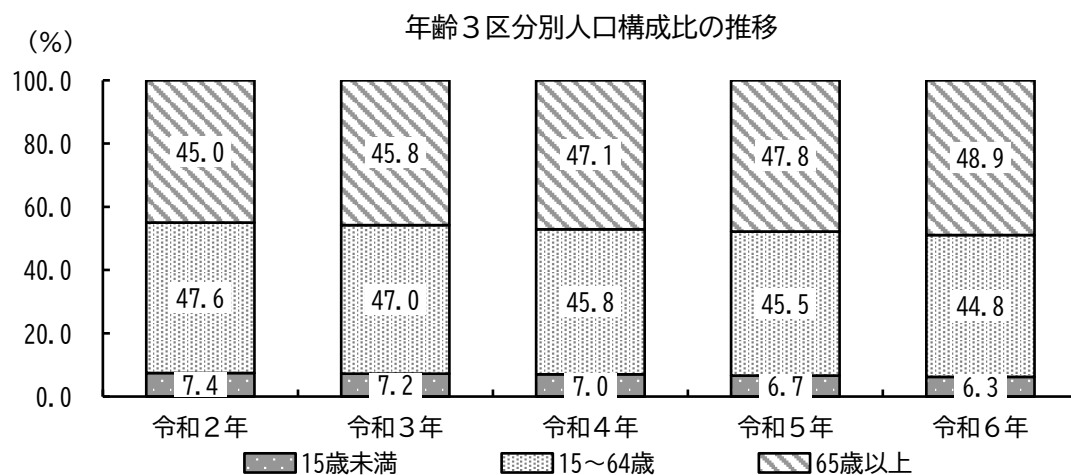
(1) 総人口及び年齢3区分別人口

令和2年からの本町の人口推移をみると、減少傾向がうかがえ、令和6年4月1日現在の人口は14,806人となっています。

年齢3区分人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口割合は増加傾向、15～64歳の生産年齢人口割合、15歳未満の年少人口はいずれも減少傾向で推移しており、少子高齢化が進行している状況があらわれています。



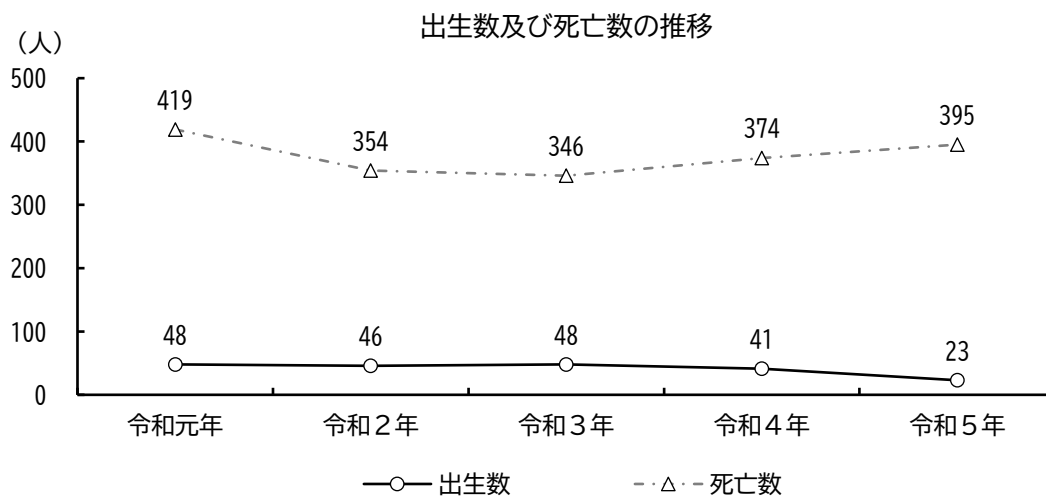
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

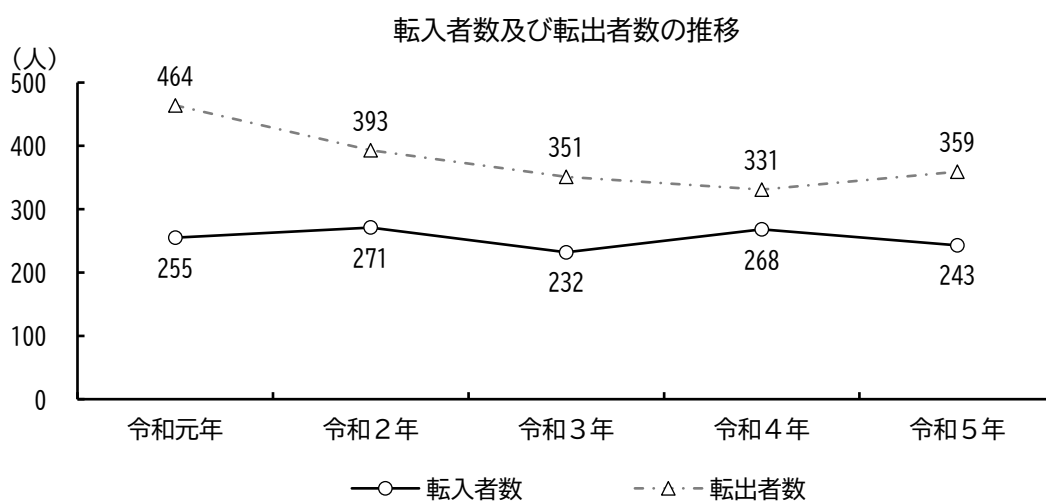
本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。



資料：茨城県人口動態統計

(3) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態が続いています。

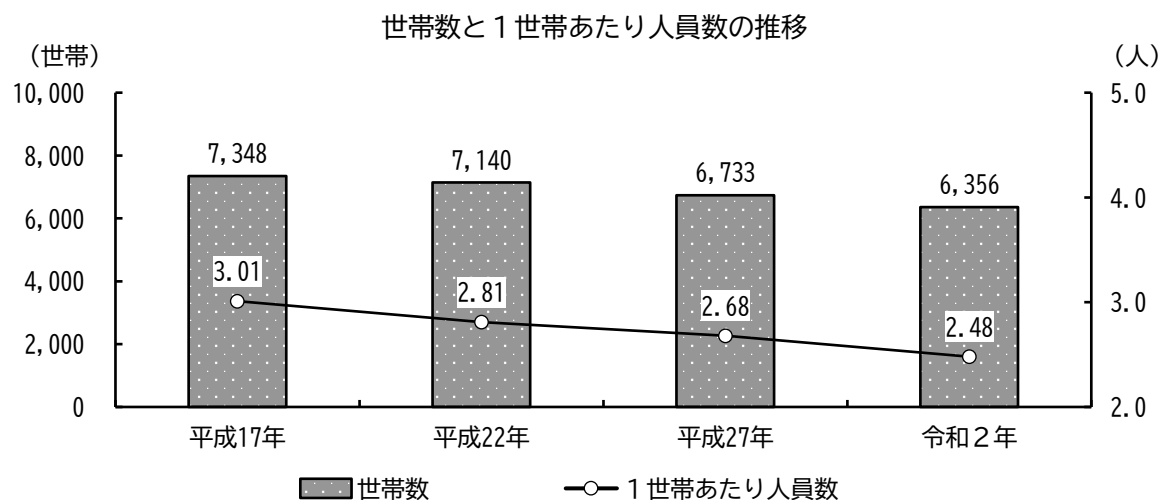


資料：茨城県常住人口調査結果報告書

(4) 世帯数

本町の世帯数の推移をみると、一貫して減少が続いており、令和2年では6,356世帯となっています。

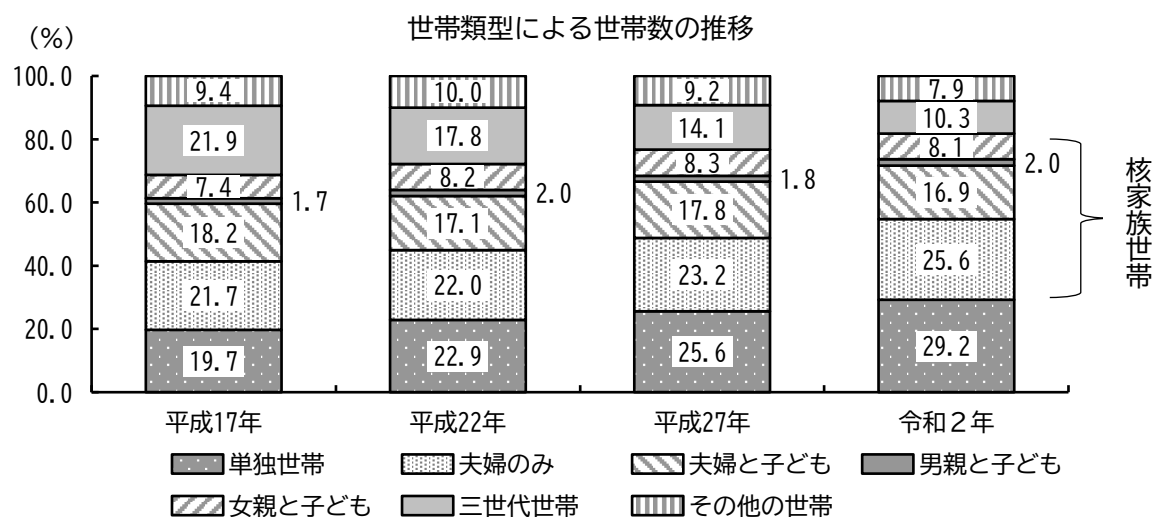
世帯あたり人員数についても減少が続いており、核家族化が進展している状況があらわれています。



(5) 世帯類型

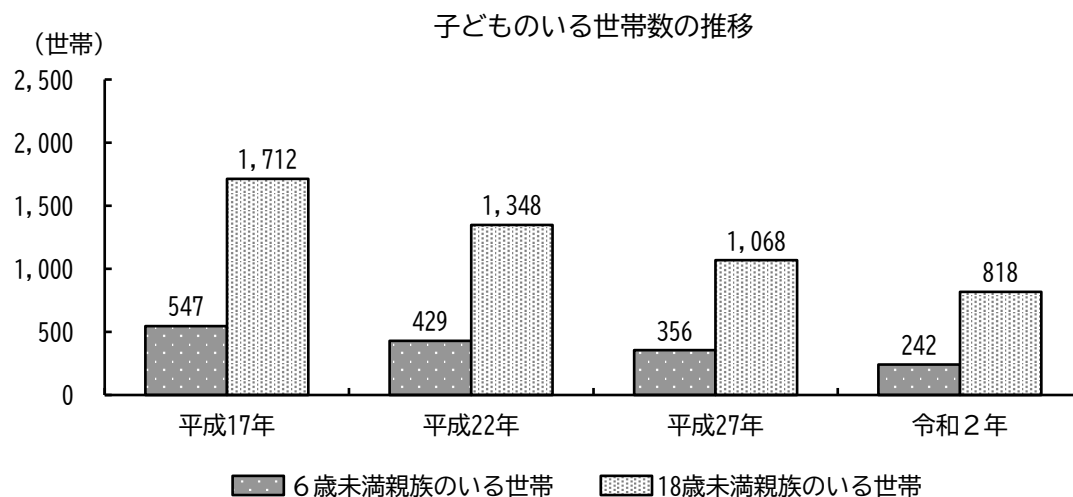
本町の世帯類型の構成をみると、三世代世帯の割合の減少が目立っており、15年間で11.6ポイント減少しています。

核家族世帯については、夫婦と子どもの世帯の割合が減少し、夫婦のみの世帯の割合が増加しています。

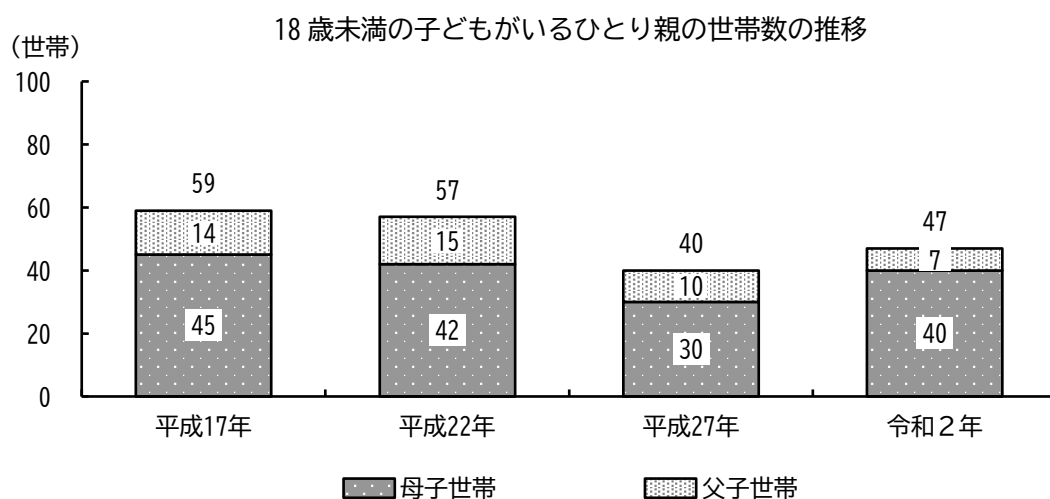


(6) 子どものいる世帯数

本町の子どもがいる世帯数の推移をみると、近年減少傾向にあり、令和2年では6歳未満親族のいる世帯は242世帯、18歳未満親族のいる世帯は818世帯となっています。



また、18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯については減少傾向にあり、令和2年では、母子世帯40世帯、父子世帯7世帯の計47世帯となっています。

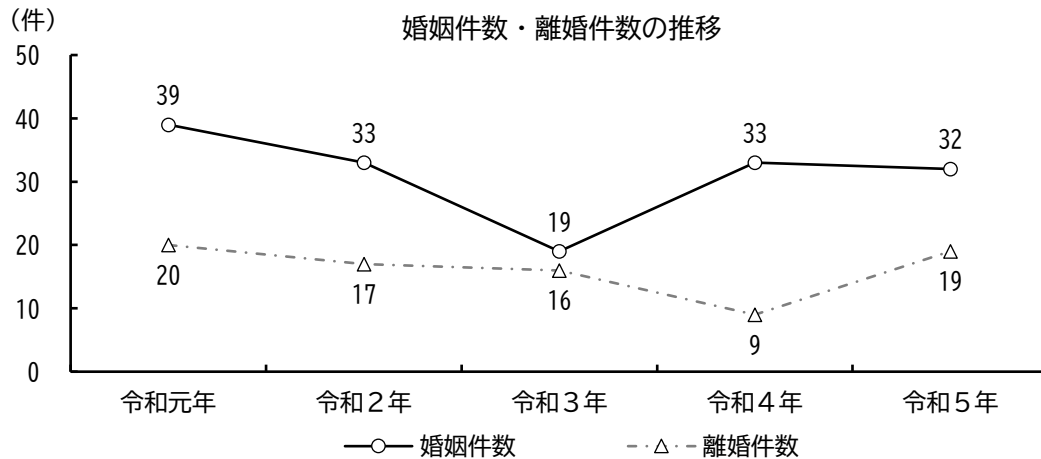


2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、令和3年まで減少が続いたものの、令和4年で増加に転じ、令和5年で32件となっています。

また、離婚件数は令和4年まで減少が続いたものの、令和5年で増加に転じ19件となっています。



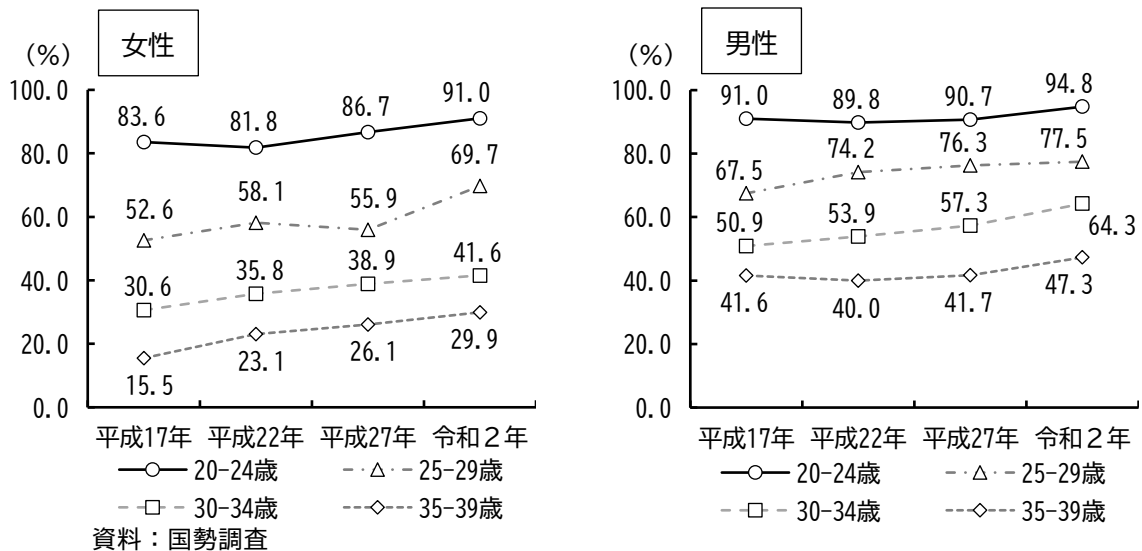
(2) 未婚率

未婚率は男女ともに、低い年代ほど高く、高い年代ほど低くなっています。

女性については、25歳以上の未婚率の増加傾向が目立っており、15年間で25～29歳では17.1ポイント増、35～39歳では14.4ポイント増、30～34歳では11.0ポイント増となっています。

男性についても、15年間で30～34歳では13.4ポイント、25～29歳では10.0ポイント増となっています。

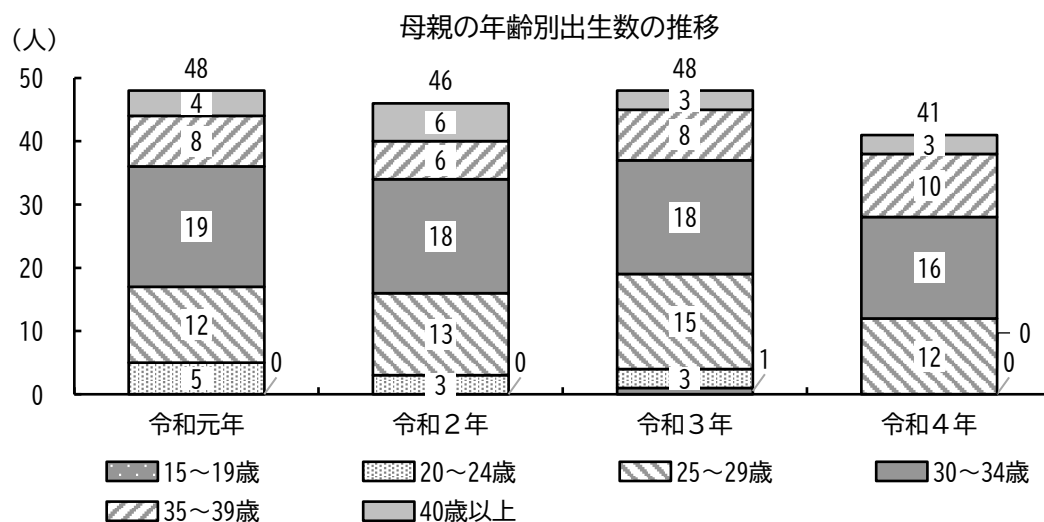
未婚率の推移



(3) 出生数

本町の出生数は、減少傾向で推移しており、令和4年では41人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、35～39歳の母親による出産が増加傾向にあり、30～34歳の母親による出産が減少傾向にあります。

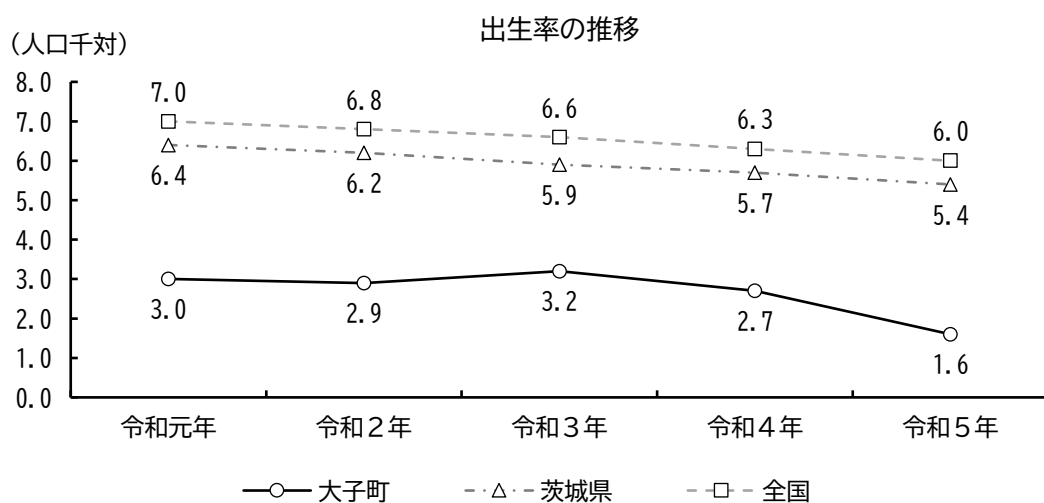


資料：茨城県人口動態統計（年齢不詳は除く）

(4) 出生率

① 出生率の推移

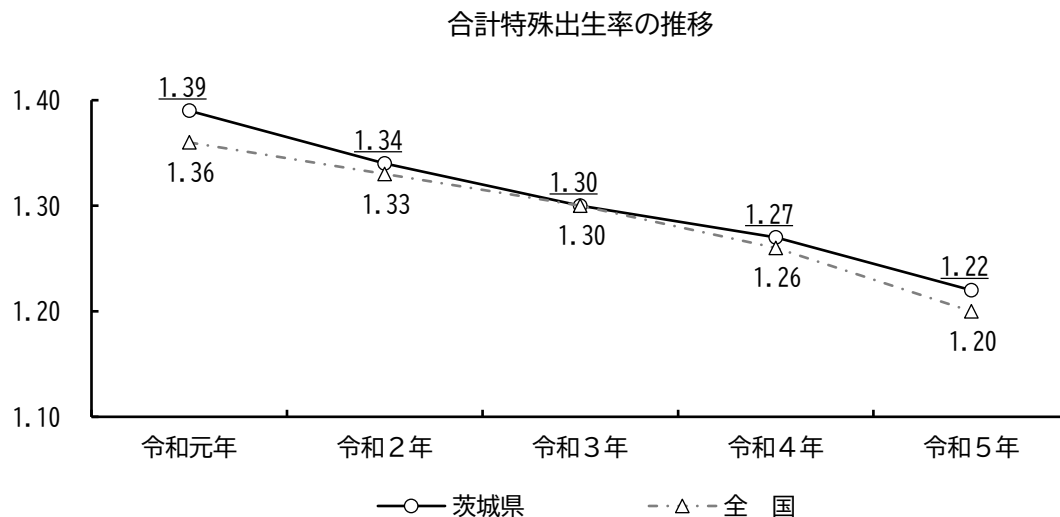
本町の出生率は増加と減少を繰り返しており、すべての年で全国と茨城県の数値を下回っています。



※ 出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたもの（人口千対）
資料：茨城県人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

茨城県と全国の合計特殊出生率の推移をみると、令和3年以外のいずれの年においても、茨城県の数値が全国の数値を上回っています。

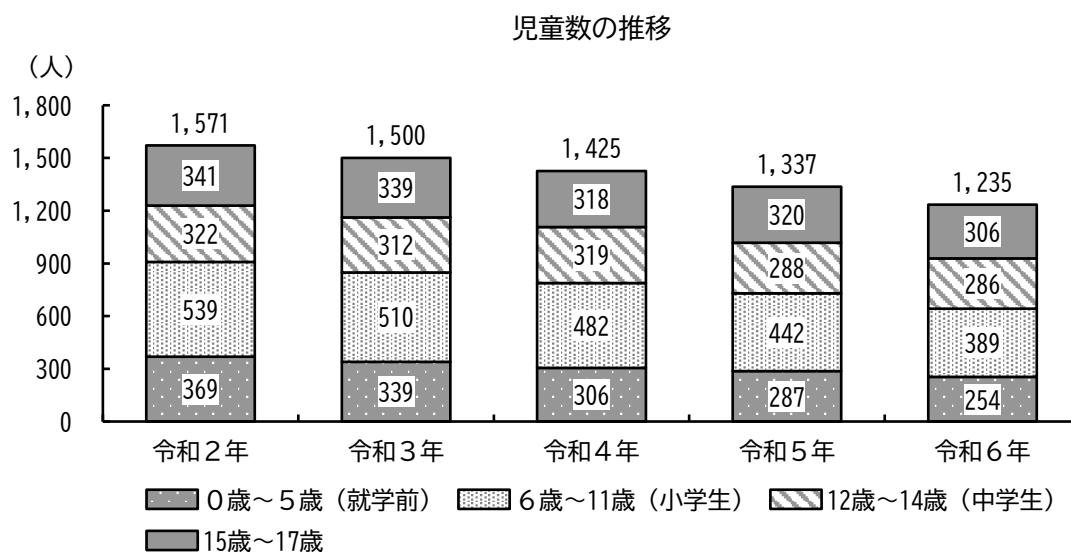


※ 合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

資料：人口動態統計

（５）児童数

本町の18歳未満の児童数は年々減少しており、令和6年4月1日現在で1,235人となっています。内訳をみると、0～5歳の就学前児童数は254人、6～11歳の小学生児童数は389人、12～14歳の中学生児童数は286人、15～17歳の児童数は306人となっています。



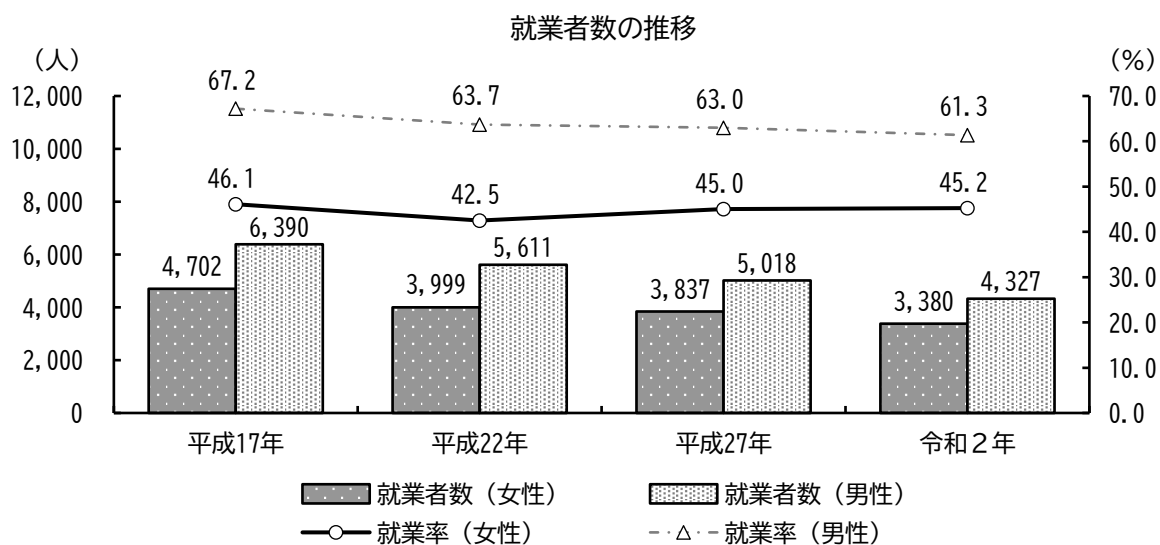
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の就業者数は、女性、男性いずれも年々減少しており、令和2年では女性が3,380人、男性が4,327人となっています。

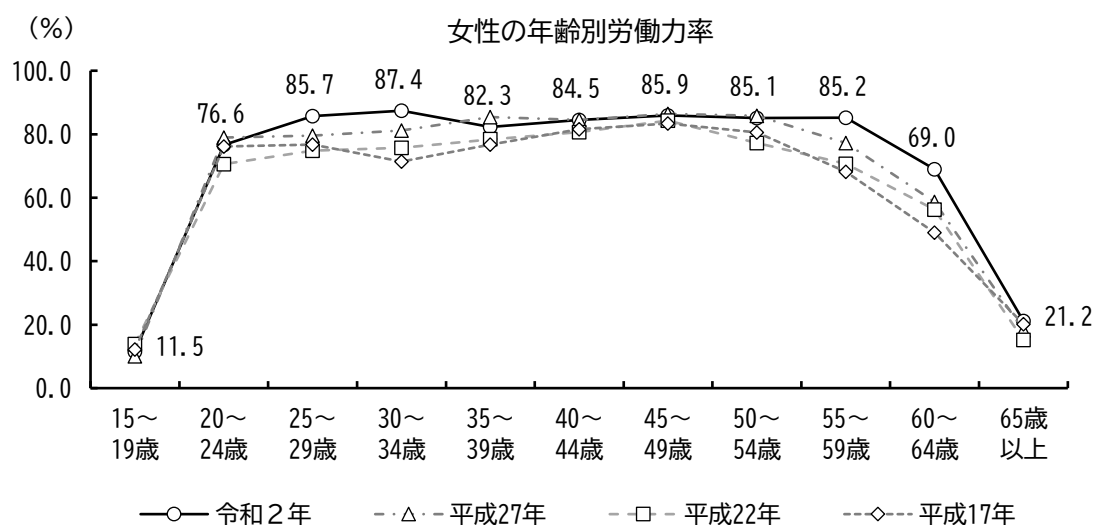
また、就業率については、女性は平成22年に一旦落ち込むものの、平成27年には増加に転じ、令和2年は45.2%となっています。一方、男性は減少が続いています。



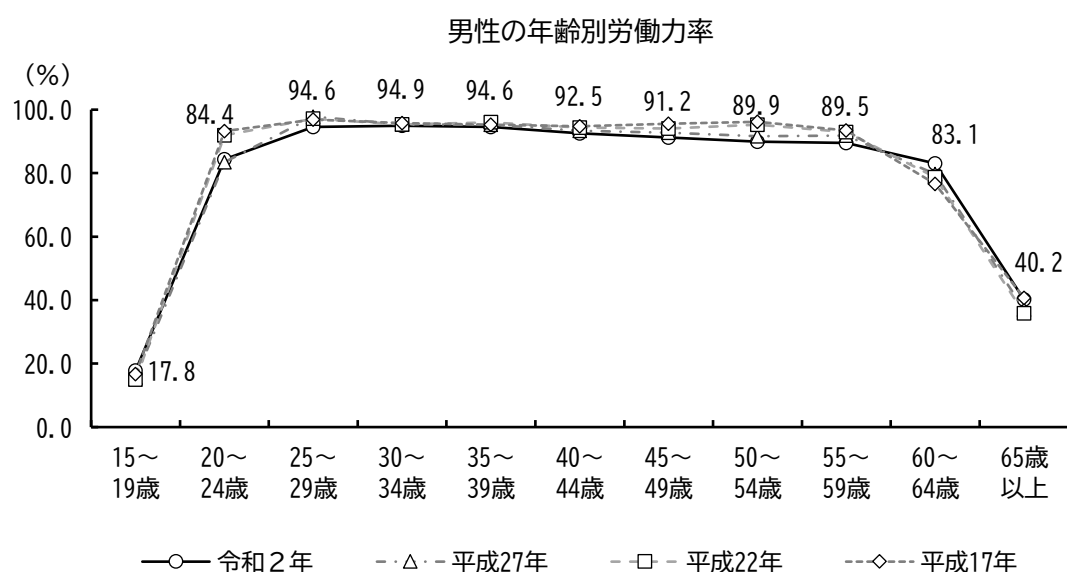
(2) 年齢別労働力率

女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、かつては結婚や出産を理由として離職する割合が高くなる20代後半から30代にかけて各年齢層の数値は相対的に低い水準にあり、グラフの形状も若干くぼんでいました。しかしながら、年々その年代における労働力率が増加していることからグラフの形状も平坦となり、働く女性の割合が増えている状況があらわれています。また、55～64歳で働く女性の割合も増加しています。

一方、男性の年齢別の労働力率は、20代から50代にかけて、もともと女性よりも高い水準にあることから、経年による変化はあまりみられません。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 認可保育所入所児童数

本町の認可保育所は、公立が3か所、私立が2か所の計5か所あり、入所児童数は減少傾向で推移しています。

令和6年4月1日現在の在所児童数では、0歳が3人、1・2歳が57人、3～5歳が119人の計179人となっています。

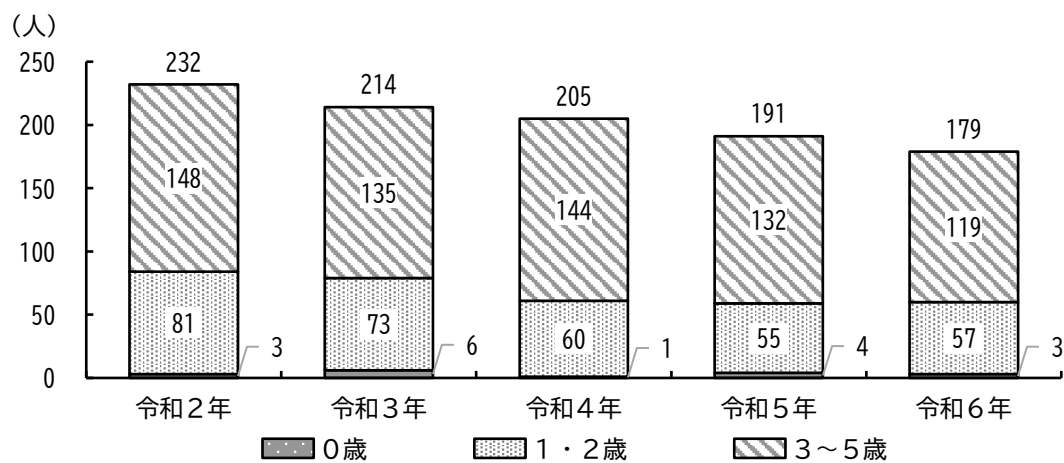
町内の認可保育所の状況

単位：か所・人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	5	5	5	5	5
定員	315	305	305	285	275

資料：太子町福祉課調べ（各年4月1日現在）

在所児童数



※ 本町児童のみ

資料：太子町福祉課調べ（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園在園者数

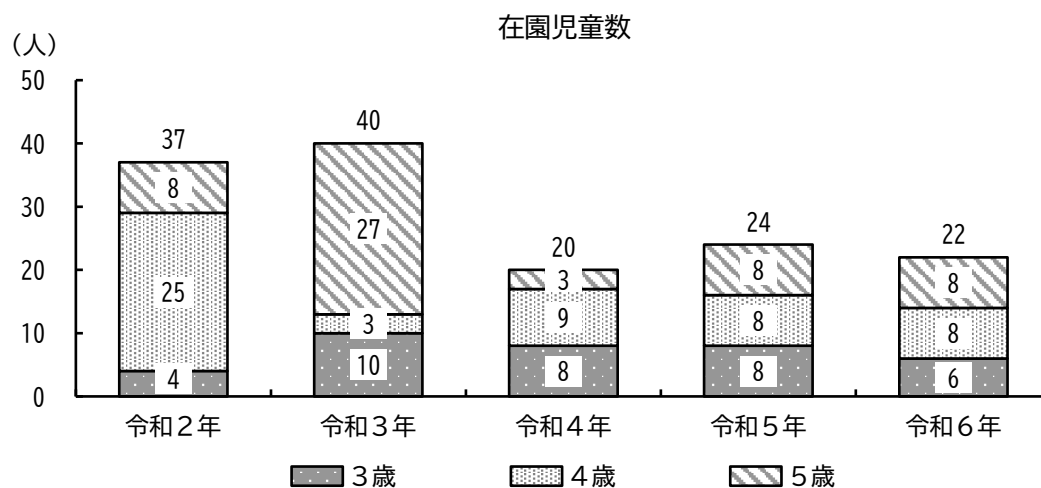
本町の幼稚園は公立が1か所あり、在園児童数は年齢別児童数も含めて年によって差がみられる状況で、令和6年では、3歳児が6人、4歳児が8人、5歳児が8人の計22人となっています。

町内幼稚園の状況

単位：か所・人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	1	1	1	1	1
定員	105	105	105	105	105

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



※ 広域入所受入を含む

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 小学校児童数

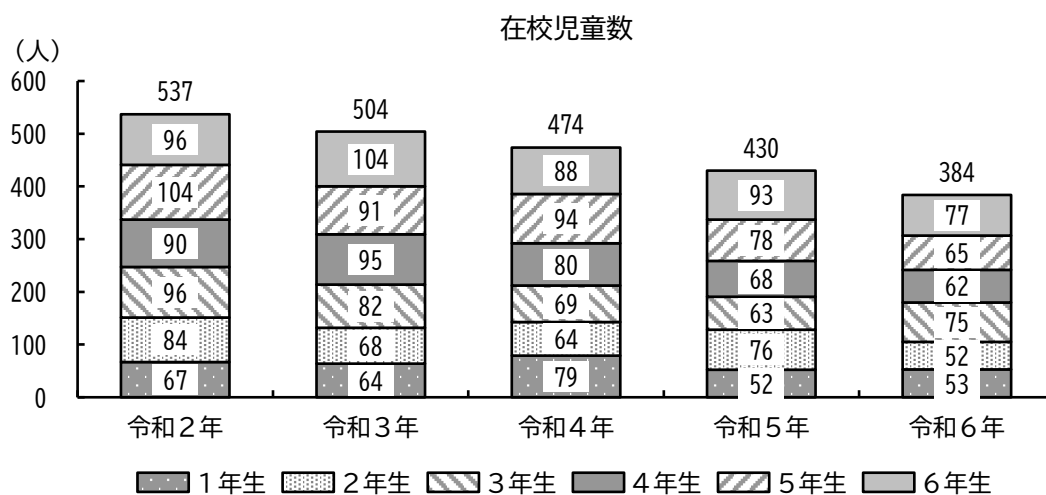
本町には小学校は6校あり、児童数は減少傾向で推移しており、令和6年では384人となっています。

町内の小学校の状況

単位：校・学級

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数	6	6	6	6	6
学級数	42	41	37	34	33

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブの利用登録者数

本町の放課後児童クラブの利用登録者数は増加傾向にあり、令和6年は144人が利用登録しています。

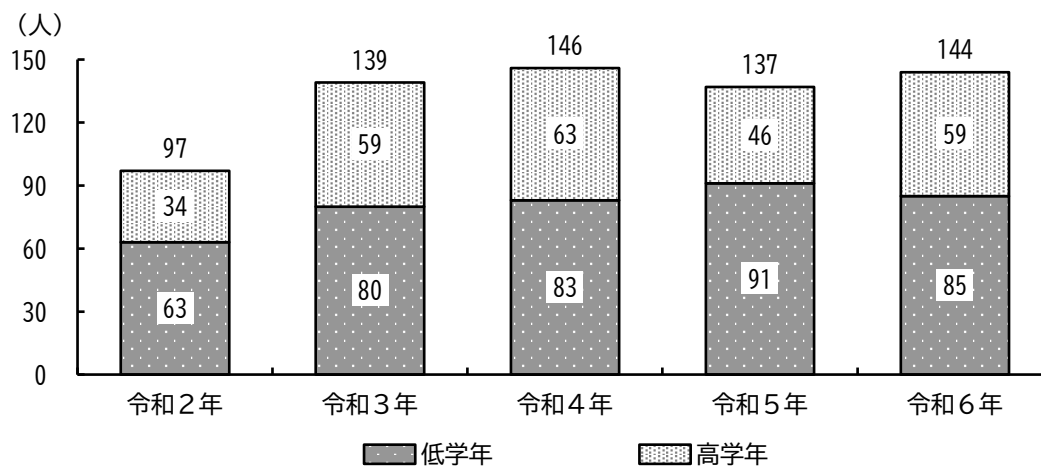
放課後児童クラブの状況

単位：クラブ・人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
クラブ数	3	4	5	5	5
定員	110	140	160	160	160

資料：大子町福祉課調べ（各年4月1日現在）

利用登録児童数



資料：大子町福祉課調べ（各年4月1日現在）

(5) 中学校生徒数

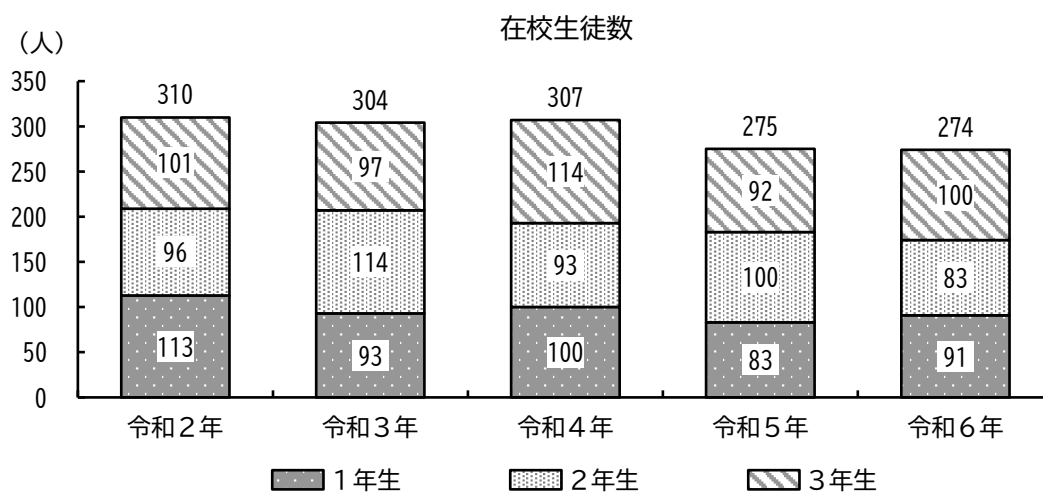
本町に中学校は4校あり、生徒数は減少傾向で推移しており、令和6年では274人となっています。

中学校の生徒数

単位：校・学級

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数	4	4	4	4	4
学級数	20	20	19	18	17

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5 アンケート調査

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「第3期大子町子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）を策定するにあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

② 調査対象

就学前児童保護者：大子町在住の就学前児童の保護者

小学1～6年生の保護者：大子町内の小学校に通う小学生の保護者

③ 調査期間

令和6年2月22日～令和6年3月14日

④ 調査方法

保育所（園）・幼稚園・学校を通じた直接配付・回収

郵送による配付・回収

役場窓口での回収

⑤ 回収状況

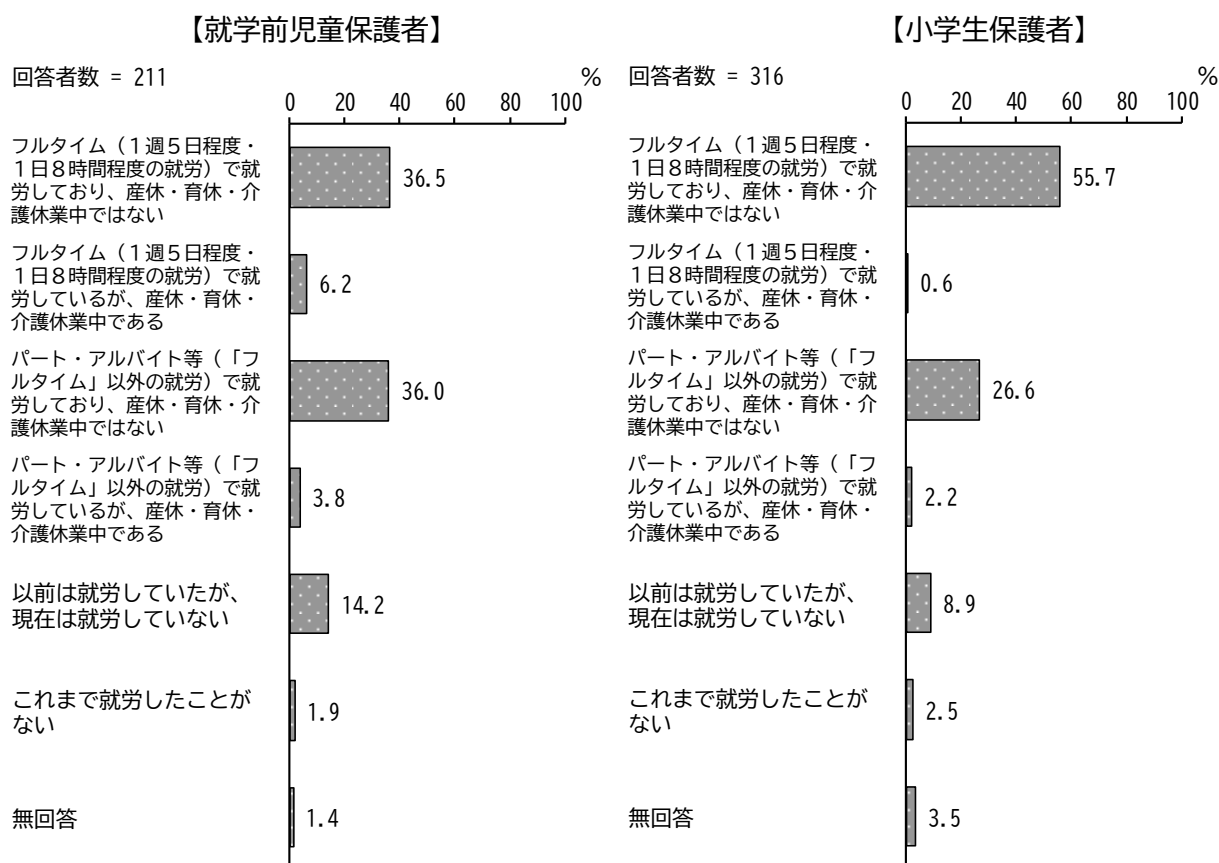
	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	304通	212通	69.7%
小学1～6年生保護者	450通	319通	70.9%

(2) 母親の就労状況【就学前児童保護者・小学生保護者】

① 保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）

母親の現在の就労状況は、就学前児童保護者では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が36.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が36.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が14.2%となっています。

小学生保護者では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が55.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が26.6%となっています。



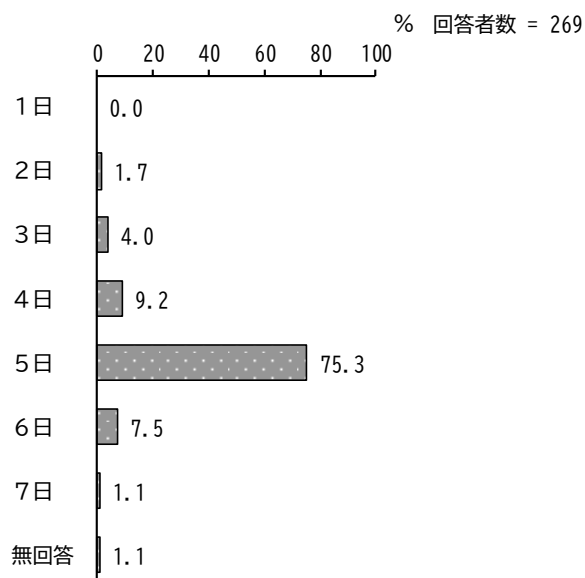
② 【就労している母親】 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間」

1週あたりの就労日数について、就学前児童保護者では、「5日」の割合が75.3%と最も高くなっています。また、1日あたりの就労時間は、「8時間」の割合が29.3%と最も高く、次いで「6時間」の割合が27.0%、「5時間」の割合が13.2%となっています。

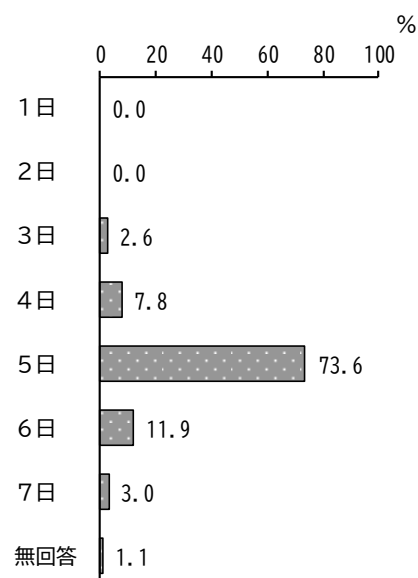
小学生保護者では、「5日」の割合が73.6%と最も高く、次いで「6日」の割合が11.9%となっています。また、1日あたりの就労時間は、「8時間」の割合が47.6%と最も高く、次いで「6時間」の割合が14.5%、「5時間」の割合が10.0%となっています。

【就学前児童保護者・就労日数】

回答者数 = 174

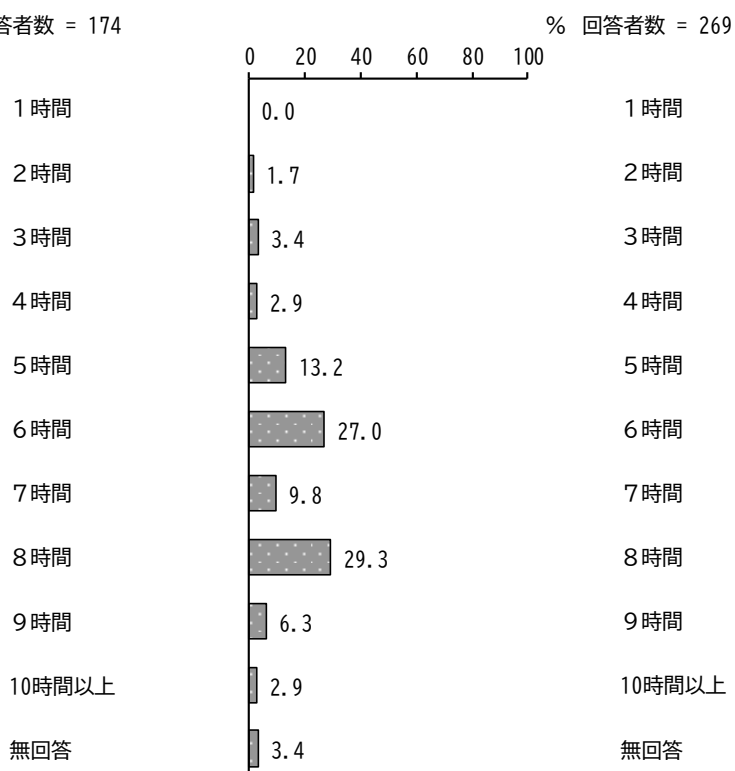


【小学生保護者・就労日数】

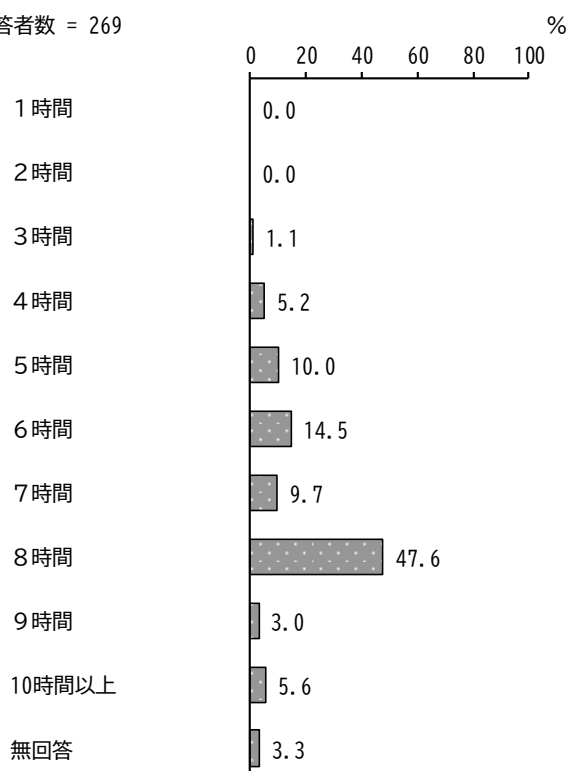


【就学前児童保護者・就労時間】

回答者数 = 174



【小学生保護者・就労時間】

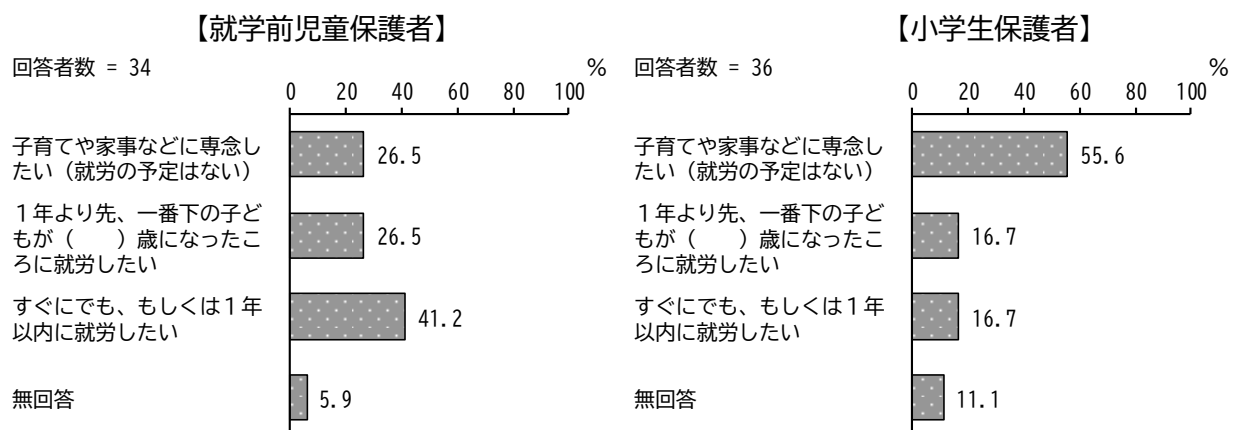


③ 【就労していない母親】就労したいという希望はあるか

就労希望について、就学前児童保護者では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が41.2%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が26.5%となっており、1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したいの割合が26.5%となっています。なお、一番下の子どもが何歳になったら就労したいかについては、「3歳」が5件、「6歳～9歳」が3件、「4歳～5歳」が1件となっています。

小学生保護者では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が55.6%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が16.7%となっています。なお、一番下の子どもが何歳になったら就労したいかについては、「3歳」が3件、「6歳～9歳」が2件、「4歳～5歳」が1件となっています。

※一番下の子どもが何歳になったら就労したいかについては、回答者が10件を下回る少数であったため、パーセントではなく件数での表記としています。

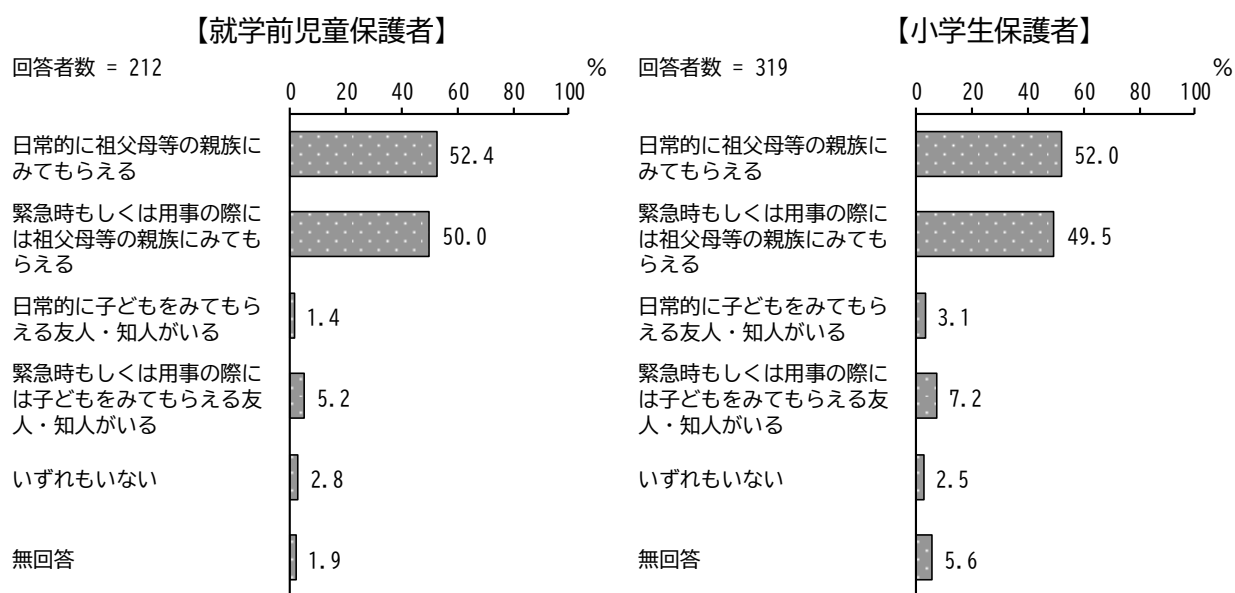


(3) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無【就学前児童保護者・小学生保護者】

① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（あてはまるものすべてに○）

就学前児童保護者では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 50.0%となっています。

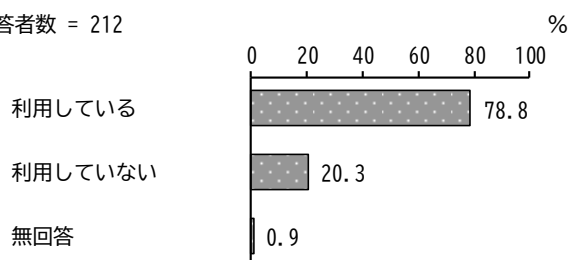
小学生保護者では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 49.5%となっています。



(4) 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況【就学前児童保護者】

① 幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか

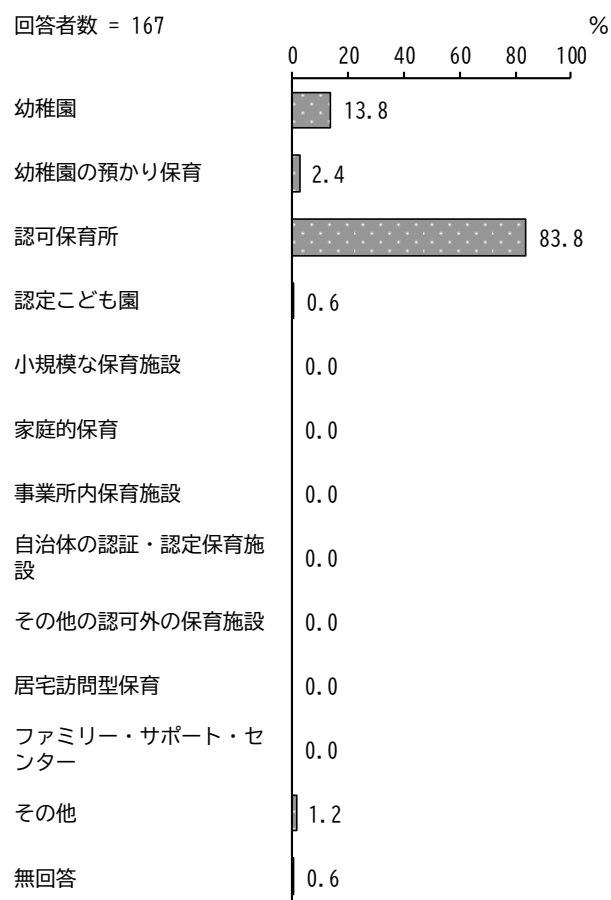
「利用している」の割合が 78.8%、「利用していない」の割合が 20.3%となっています。



② 【利用している方】平日利用している教育・保育事業（複数回答）

利用している事業については、「認可保育所」の割合が 83.8%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 13.8%となっています。

回答者数 = 167

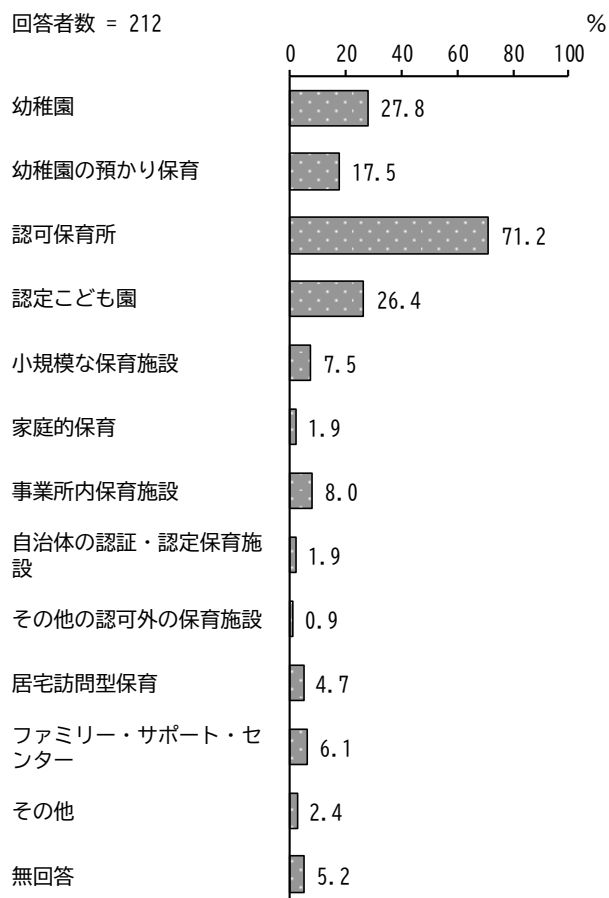


(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望【就学前児童保護者】

① 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）

今後定期的に利用したい事業は、「認可保育所」の割合が71.2%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が27.8%、「認定こども園」の割合が26.4%となっています。

回答者数 = 212

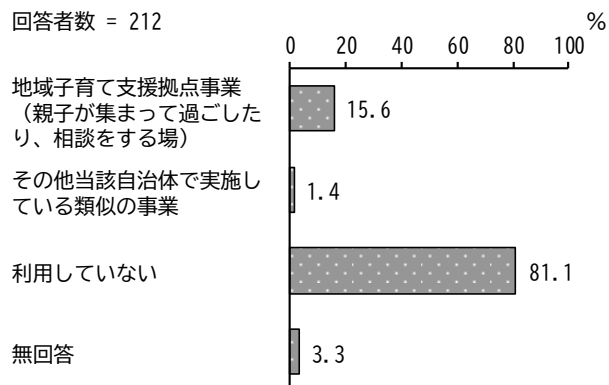


(6) 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向【就学前児童保護者】

① 現在、地域子育て支援拠点事業を利用しているか

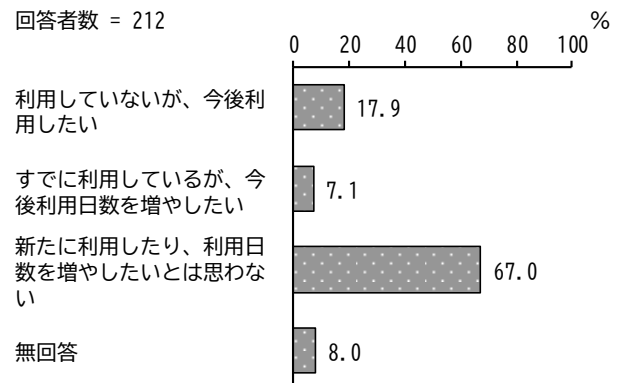
「利用していない」の割合が81.1%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が15.6%となっています。

回答者数 = 212



② 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思うか

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 67.0%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 17.9%となっています。

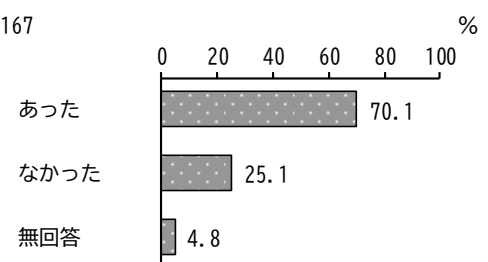


(7) 子どもが病気の時の一時的な保育【就学前児童保護者】

① 【教育・保育事業を利用している方】

子どもの病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかったことはあったか

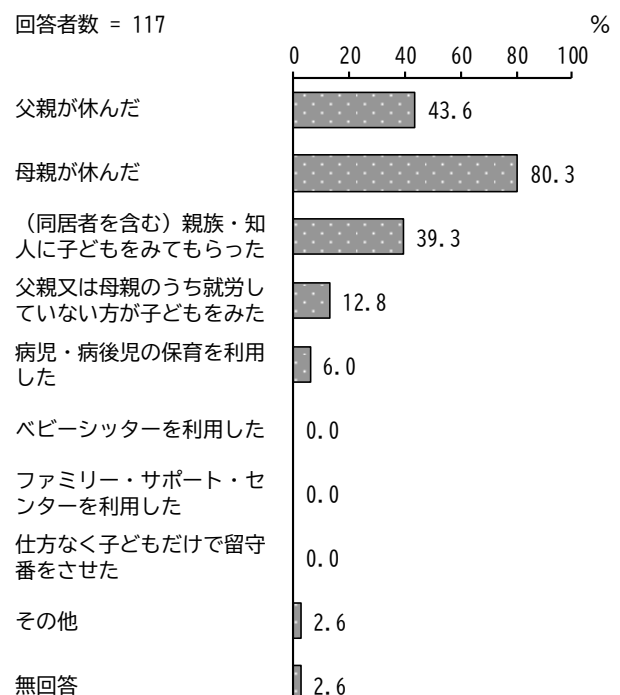
「あった」の割合が 70.1%、「なかった」の割合が 25.1%となっています。



② 【利用できなかったことがあった方】

この1年間に行った対処方法（複数回答）

「母親が休んだ」の割合が 80.3%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が 43.6%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 39.3%となっています。



③ 【あった⇒父母のいずれか休んで対処した方】

その際、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかったか

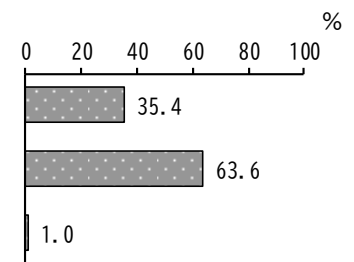
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が 35.4%、「利用したいとは思わない」の割合が 63.6%となっています。

回答者数 = 99

できれば病児・病後児保育施設等を利用したい

利用したいとは思わない

無回答



(8) 放課後児童クラブの利用希望【小学生保護者】

① 小学校低学年（1～3年生）の時に、放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「放課後子ども教室」の割合が 36.1%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 32.9%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 27.9%となっています。

回答者数 = 319

自宅

祖父母宅や友人・知人宅

習い事

児童館

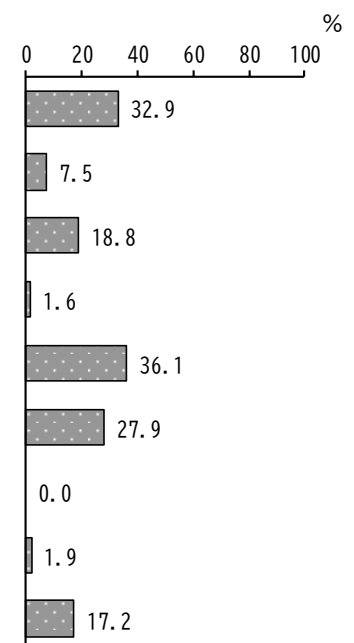
放課後子ども教室

放課後児童クラブ〔学童保育〕

ファミリー・サポート・センター

その他

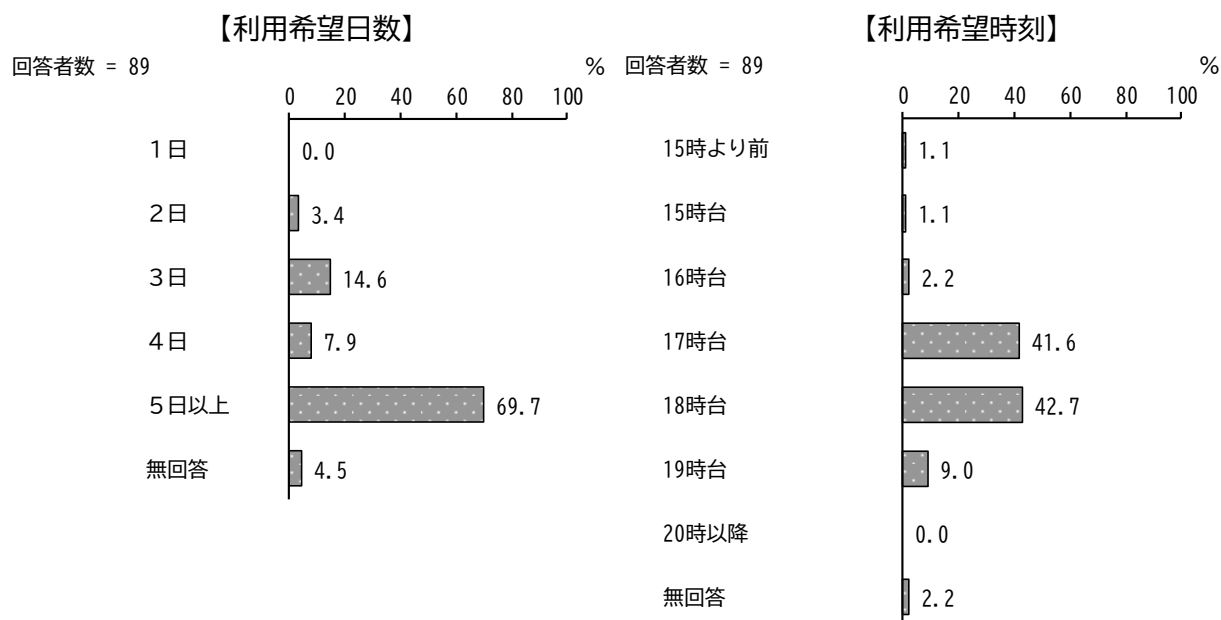
無回答



② 小学校低学年時の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望日数・終了時刻

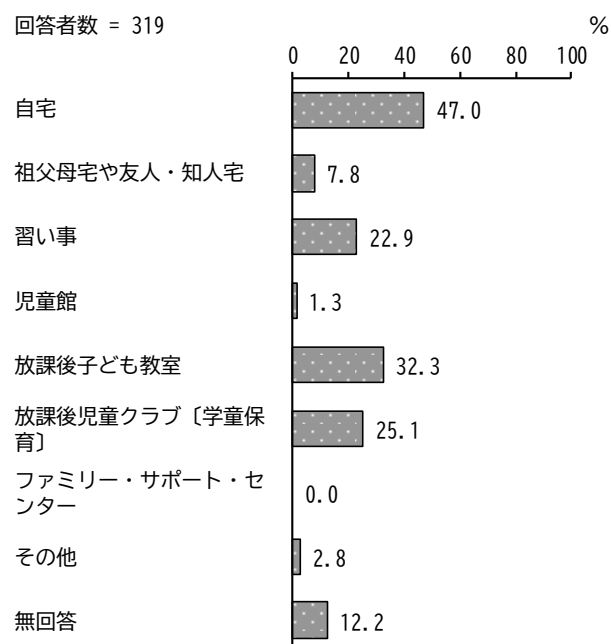
利用希望日数では、「5日以上」の割合が69.7%と最も高くなっています。

希望利用終了時刻は、「18時台」の割合が42.7%と最も高く、次いで「17時台」の割合が41.6%となっています。



③ 小学校高学年（4～6年生）時に、放課後過ごさせたい場所（複数回答）

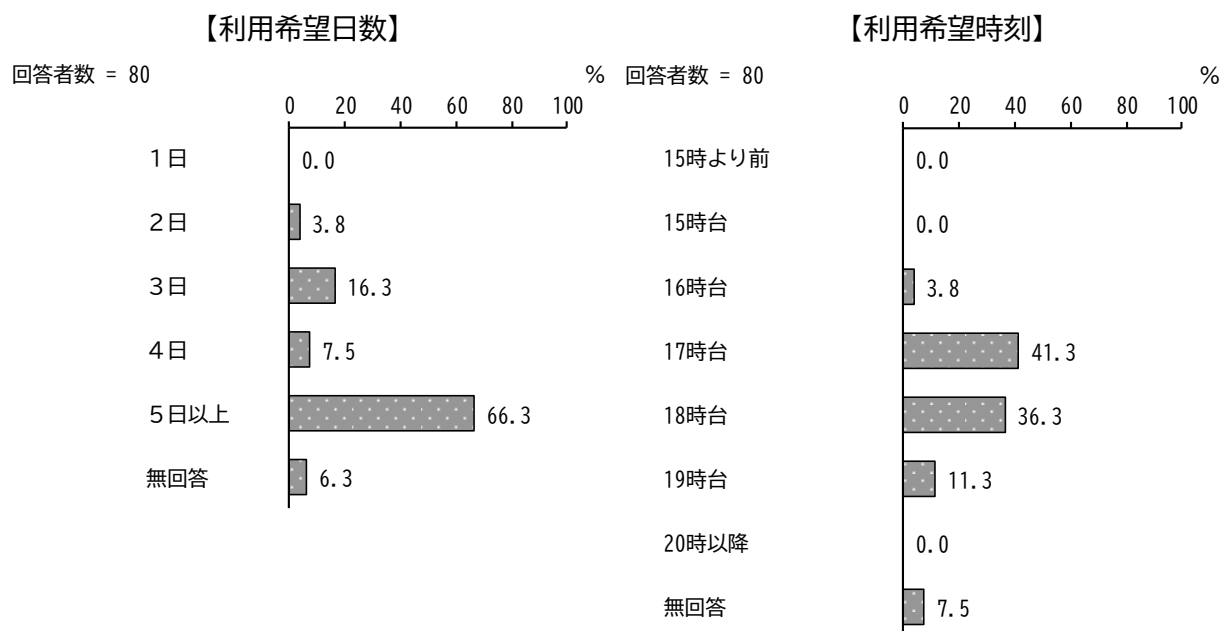
「自宅」の割合が47.0%と最も高く、次いで「放課後子ども教室」の割合が32.3%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が25.1%となっています。



④ 小学校高学年時の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望日数・終了時刻

利用希望日数では、「5日以上」の割合が66.3%と最も高くなっています。

希望利用終了時刻は、「17時台」の割合が41.3%と最も高く、次いで「18時台」の割合が36.3%、「19時台」の割合が11.3%となっています。

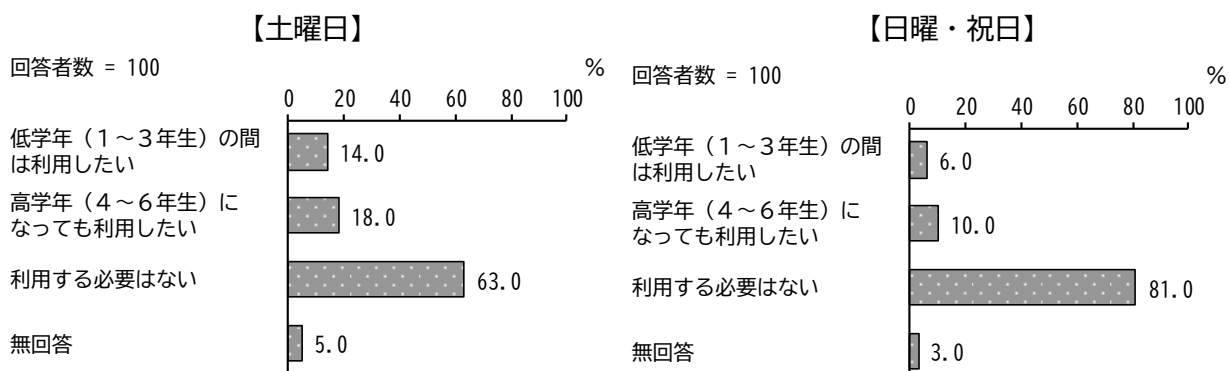


(9) 土曜日と日曜・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望【小学生保護者】

① 土曜日、日曜・祝日に放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望するか

土曜日は、「利用する必要はない」の割合が63.0%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が18.0%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」の割合が14.0%となっています。

日曜・祝日は、「利用する必要はない」の割合が81.0%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が10.0%となっています。



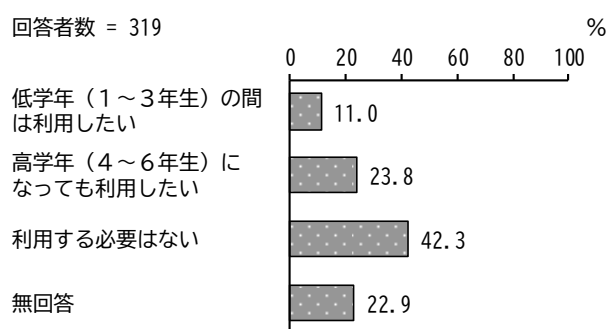
(10) 長期休暇期間中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望【小学生保護者】

① 長期休暇期間中に放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望するか

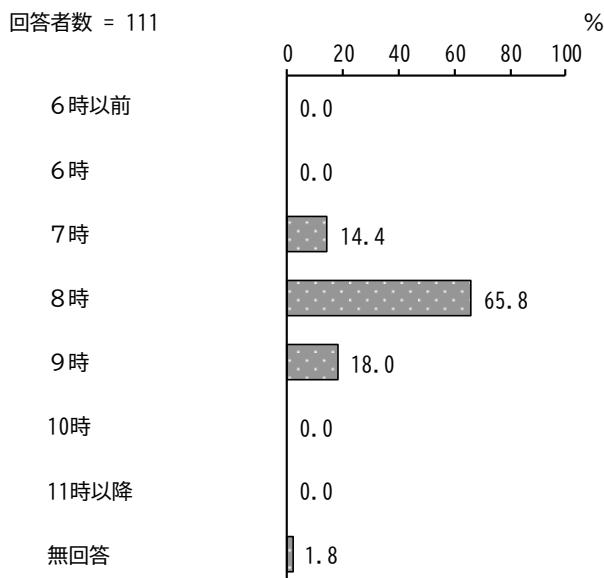
利用希望について、「利用する必要はない」の割合が 42.3%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が 23.8%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」の割合が 11.0%となっています。

希望する開始時刻は、「8時」の割合が 65.8%と最も高く、次いで「9時」の割合が 18.0%、「7時」の割合が 14.4%となっています。

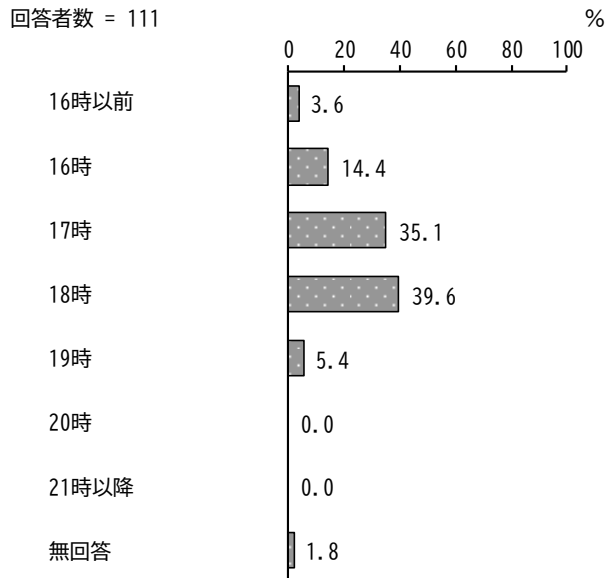
希望する終了時刻は、「18時」の割合が 39.6%と最も高く、次いで「17時」の割合が 35.1%、「16時」の割合が 14.4%となっています。



【利用開始時刻】



【利用終了時刻】

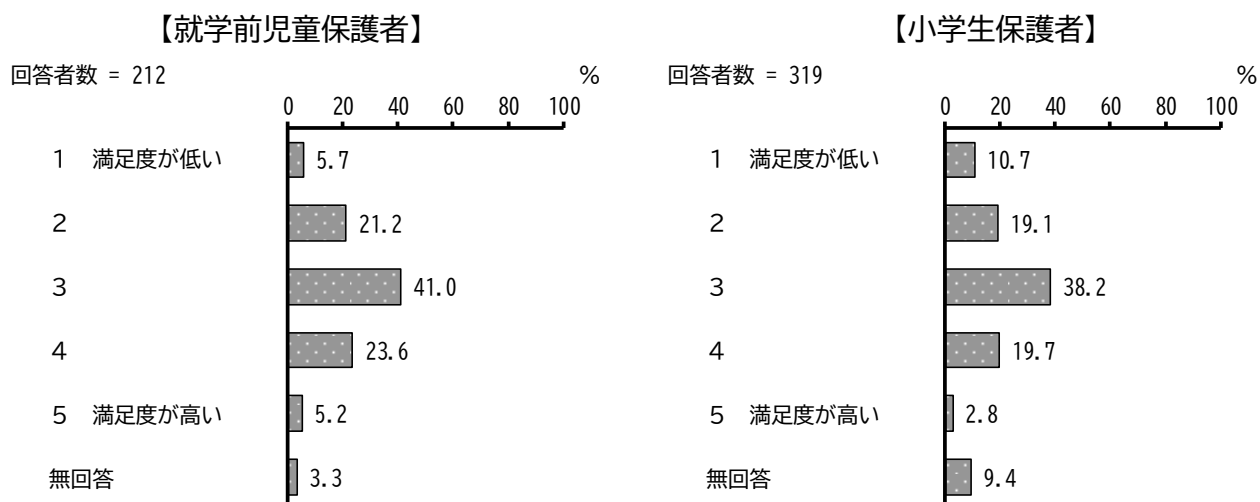


(11) 大子町の子育て環境や支援への満足度【就学前児童保護者・小学生保護者】

① 大子町における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。（1つに○）

就学前児童保護者では、「3」の割合が 41.0%と最も高く、次いで「4」の割合が 23.6%、「2」の割合が 21.2%となっています。

小学校保護者では、「3」の割合が 38.2%と最も高く、次いで「4」の割合が 19.7%、「2」の割合が 19.1%となっています。



(12) 自由意見【就学前児童保護者・小学生保護者】

① 就学前児童保護者のカテゴリ別件数

就学前児童保護者では、「子どもの育ちをめぐる環境について」の意見が最も多くなっていました。次いで、「地域の子育て支援事業の利用状況について」「病気の際の対応について」の意見が多くなっています。

分類回答	件数
1. 子どもの育ちをめぐる環境について	55
2. 保護者の就労状況について	2
3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	11
4. 地域の子育て支援事業の利用状況について	16
5. 土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用希望について	3
6. 病気の際の対応について	15
7. 一時的な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	3
8. 小学校就学後の放課後の過ごし方について	2
9. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	3
10. その他	8

② 小学生保護者のカテゴリ別件数

小学生保護者では、「子どもの育ちをめぐる環境について」の意見が最も多くなっていました。次いで、「その他」をのぞけば、「小学校就学後の放課後の過ごし方について」「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について」の意見が多くなっています。

分類回答	件数
1. 子どもの育ちをめぐる環境について	43
2. 保護者の就労状況について	2
3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	10
4. 地域の子育て支援事業の利用状況について	8
5. 土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用希望について	1
6. 病気の際の対応について	11
7. 一時的な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	1
8. 小学校就学後の放課後の過ごし方について	22
9. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	1
10. その他	17

6 第3期計画における主要課題

本計画を策定するにあたり、これまでの取り組みと、令和6年度に行ったアンケート調査の結果等に基づき、前回計画の基本目標ごとで課題を整理しました。

(1) 基本目標1「地域における子育ての支援」

本町では、関係団体や地域住民と連携し、子どもたちの幸せを最優先しながら、ニーズに応える子育て支援対策を進めました。

就学前児童の保護者のアンケートでは、教育・保育事業について、「認可保育所」や「幼稚園」の利用意向が高くなっています。また、母親の就労状況をみると、フルタイムやパートで働く母親が多く、また就労していない人の就労希望も高くなっており、保育ニーズの増加が予測されます。多様化する就労形態等を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。

また、一時預かりなど不定期に利用している事業については、事業の利用方法（手続き等）がわからない人もおり、保護者が必要としている事業が利用できるようサービス内容の周知を図る工夫が必要です。

また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めるとともに、地域や家庭環境にかかわらず、すべての子どもが質の高い学びを受けられるよう、幼児教育・保育と小学校教育の連携を強化し、子どもの発達に適した遊びを通じた教育の質を保障することが必要です。

(2) 基本目標2「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」

本町では、母性の保護や子どもの健康増進に関する施策を積極的に推進しました。

就学前児童の保護者のアンケートによると、『保健センターの情報・相談事業』の認知度は84.4%と高く、利用意向も高くなっています。今後も、健康診査の利用促進や情報提供の充実が重要であり、産前産後の支援体制やメンタルヘルスへの取り組みも進める必要があります。

また、母子保健に関する支援体制の充実が求められています。こども家庭センターでは、切れ目のない継続的な支援を提供できる体制が必要であり、不妊や予期せぬ妊娠に関する相談支援も強化することが重要です。性や妊娠に関する正しい知識を身に付けさせ、健康管理に配慮するためのプレコンセプションケアの取組を推進する必要があります。

また、アンケート調査では、家庭が子育てに最も影響を与える環境であるという保護者の認識があるなか、家庭での食事は家族とのコミュニケーションやマナーを学ぶ場でもあり、共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が必要です。

(3) 基本目標3「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」

本町は、次世代を担う子どもの自主性と自立心を重視し、知性、精神、身体のバランスの取れた成長を促進するために、多様な指導体制と教育環境の整備を進めてきました。

放課後の過ごし方に関するアンケート調査では、就学前児童と小学生の保護者では「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用希望が高く、小学生の保護者では自宅での意向もあることから、これらの受け皿の整備や地域の多様なニーズへの対応が求められます。さらに、地域に存在する公民館や図書館などを子どもや若者にとって魅力的な居場所づくりが必要です。

学校教育においては、子ども一人ひとりの可能性を伸ばす環境づくりのため、教職員が教育現場での役割が最大限に発揮されるよう、働き方改革や処遇改善の推進が求められます。

(4) 基本目標4「子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり」

本町では、子育てしやすい安全な生活環境の整備を進め、地域全体が協力して犯罪や事故のないまちづくりを推進しました。

今後も、子育て家庭に対して、良質な住宅の確保が求められており、特にひとり親家庭や障害のある子どもを抱える家庭に対して、円滑な入居を支援する必要があります。

また、外出時の安全を確保するために、公共施設や道路、公園の整備においてユニバーサルデザインとバリアフリーを取り入れ、親子連れが安心して利用できる環境を整備することが必要です。さらに、子どもを犯罪や事故、災害から守るための対策が不可欠であり、防犯や交通安全、防災への取り組みを進める必要があります。子どもたちの発達段階に応じた体系的な安全教育を実施し、保護者への周知啓発を強化することが求められます。

職業生活と家庭生活の両立について、保護者のアンケート調査では、母親の育児休業取得率が高い一方で、父親の取得率は1割程度と低くなっており、その理由として、仕事の忙しさや職場環境の影響、経済的な懸念が挙げられます。このことから、今後も育児休業が取りやすく、子育てしやすい環境づくりを進めるために、育児休業や短時間勤務制度の利用促進や働き方改革の啓発、経済的負担を軽減する支援策が必要とされています。

(5) 基本目標5「要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進」

本町では、特別な支援を必要とする児童の早期発見に努めるとともに、関係機関や地域住民が一体となったきめ細かな要保護児童への対応ができる体制づくりを推進しました。

今後、児童虐待の防止に向けて、地域住民が子どもを守る意識を高め、関係機関との連携体制を強化することが重要です。虐待の未然防止と早期発見・対応には、地域全体での協力が必要です。

また、母子家庭等のひとり親家庭が抱える経済的困難や生活・子育て・就労の支援が求められます。児童扶養手当などの経済支援に加え、個別ニーズに対応する生活支援や就労支援を提供し、ワンストップで必要な支援を繋げる相談支援体制の強化が必要です。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは次世代の担い手であり、未来へと続く豊かな社会を実現する上でかけ橋となる存在です。

すべての子どもの幸せとすべての子どもの健全な成長、また地域社会全体が子どもと子育て家庭を支えていくことを願い、この第3期計画においては、第2期計画を引き継ぎ、次のような基本理念を掲げます。

【 基 本 理 念 】

**地域で子どもを育み
あらゆる世代がきらめくまち 大子**

本町においては、この基本理念のもと、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの成長を地域全体でサポートする環境づくりを目指します。

そのため、子どもと親がともに成長する過程において、地域の人々が子育て家庭に寄り添い、その負担感や不安感、孤立感を和らげていくことで、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境づくりを推進します。

家庭教育の重要性を改めて認識し、本町の財産である豊かな自然、そして住む人の心の温かさを活かしながら、子ども・子育て家庭を、幼稚園・保育所（園）・学校、ボランティア、自治会、事業所、行政など、地域ぐるみで支え、支える人も支えられる人もともにきらめく大子町を創っていきます。

2 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の5点を本計画の基本目標として掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもの自主性や自立心の向上を大切にし、知性、精神、身体のバランスのとれた成長を保障するため、すべての子どもの人格と個性を尊重しながら、一人ひとりの個性を大切にした多様な指導体制と教育環境の整備を推進します。

基本目標2 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

ひとり親家庭の子ども、障がいを持つ子ども、虐待を受けた子ども、生活困窮世帯の子どもなど、特別な支援を必要とする子どもの早期発見に努めるとともに、声を上げにくい状況にある子どもに特に留意しつつ、関係機関や地域住民が一体となったきめ細かな要保護児童への対応ができる体制づくりを推進します。

基本目標3 乳児・幼児・保護者等の健康の確保及び増進

ライフスタイルの変化や核家族化、女性の社会進出、離婚率の上昇などにより、子育て環境が変化し、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が不安定になりつつあります。子どもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、母親や子どもの健康増進に関する施策を切れ目なく提供できるように推進します。

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

快適で安心して子育てがしやすい生活環境の整備を図るとともに、子育ての負担感や経済的な負担への対応を充実させることで、子どもの幸せを大切にし、子育て家庭のニーズに対応できる子育て支援対策を推進します。

基本目標5 地域における子育ての支援

子どもが安心して成長できる環境を整えるため、関係団体や地域住民との連携のもと、地域社会が一体となって、犯罪や事故のない、子どもの安全が確保された町づくりを推進します。

3 体系図

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕

地域で子どもを育み
あらゆる世代がきらめくまち
大子

基本目標1

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 児童の健全育成

(2) 生きる力の育成に向けた教育環境の整備

(3) 次世代の親の育成

基本目標2

要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

(3) 障がい児対策の充実

(4) 子どもの貧困対策及び社会的療育の推進

基本目標3

乳児・幼児・保護者等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

(2) 母子保健に関する支援体制等の充実

(3) 思春期保健対策の充実

(4) 「食育」の推進

基本目標4

子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 良質な住宅の確保

(2) 子育て世代の経済的な負担の軽減

(3) 職業生活と家庭生活との両立推進

基本目標5

地域における子育ての支援

(1) 教育・保育及び子育て支援事業の充実

(2) 子どもの居場所づくり

(3) 子どもの安全のための防犯・防災対策の推進

(4) 子育てに関する情報提供、相談支援



第4章 大子町の子ども・子育て支援の展開

※令和7年度から、健康増進課と福祉課の一部（児童福祉）が「健康こども政策課」に変更になります。

基本目標1 子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備

（1） 児童の健全育成

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	放課後子ども教室の実施	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進	教育委員会事務局 生涯学習担当
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における空き教室利用の推進	放課後に保護者のいない家庭の小学生に対する学校の空き教室等の利用による健全育成事業	福祉課
3	スポーツ少年団活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ少年団への支援	教育委員会事務局 生涯学習担当
4	スポーツ教室の開催	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ教室の開催	教育委員会事務局 生涯学習担当
5	子ども読書活動の推進	本を通して子どもの健全な成長を促すための読み聞かせグループへの支援	教育委員会事務局 生涯学習担当
6	青少年相談事業の充実	大子町青少年相談員連絡協議会の活動への支援	教育委員会事務局 生涯学習担当
7	青少年健全育成に関する啓発	大子町青少年育成町民会議だよりの配布	教育委員会事務局 生涯学習担当
8	青少年問題を考える合同研修会の開催	関係団体による合同研修会の開催の支援及び関係団体の連携の強化	教育委員会事務局 生涯学習担当
9	大子町緑の少年団の活動の推進	緑の少年団活動を通じて、自然愛護の精神を養う事業	農林課
10	社会を明るくする運動の推進	街頭キャンペーンの実施	福祉課
11	スクールバス運行事業の推進	スクールバスの運行による遠距離通学児童への援助及び安全対策事業	教育委員会事務局 学校教育担当

(2) 生きる力の育成に向けた教育環境の整備

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	保育所（園）、幼稚園と小学校の連携	保育所（園）や幼稚園から小学校への円滑な移行のための連携強化	教育委員会事務局 学校教育担当 福祉課
2	個に応じた多様な指導方法の充実	少人数指導、ティーム・ティーチング(TT)などの積極的導入と個に応じたきめ細やかな指導	教育委員会事務局 学校教育担当
3	英語指導助手（ALT）の活用	英語指導助手（ALT）の全町立小中学校への派遣	教育委員会事務局 学校教育担当
4	専門的人材による相談支援	学校訪問相談員スクールカウンセラーの活用	教育委員会事務局 学校教育担当
5	SOSの出し方教育の推進	小中学校における、困難やストレスに直面した際の対処方法やSOS発信に関する教育	教育委員会事務局 学校教育担当 福祉課
6	開かれた学校づくり	学校と地域が連携・協働して運営するコミュニティ・スクールの活用	教育委員会事務局 学校教育担当
7	多様な体験活動の機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進	教育委員会事務局 学校教育担当 福祉課
8	地域交流推進事業の充実	地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を推進する事業	教育委員会事務局 学校教育担当
9	教育相談体制の充実	大子町教育支援センターにおける来所・電話相談適応指導教室による定期的な個別相談不登校児童生徒の家庭への指導員の定期的な訪問	教育委員会事務局 学校教育担当
10	家庭教育学級の開催	小学校と連携した家庭教育に関する学習会の開催	教育委員会事務局 生涯学習担当
11	子ども読書活動の推進	本とふれあい親しむ「ブックスタート事業」の推進（1～3歳児）	健康増進課

(3) 次世代の親の育成

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	若者の就職意識の啓発	勤労青少年福祉行政の推進に当たり、若年層の就職を促す総合施策についての国・県との連携	観光商工課
2	職場体験の充実	中学校期における様々な職場での体験活動推進と「職業」や「仕事」に対する意識啓発	教育委員会事務局 学校教育担当
3	乳児ふれあい体験学習の実施	中学生を対象とした乳児とふれあう体験の場の創出と母性・父性の涵養	健康増進課
4	婚活支援ネットの推進 (結婚相談会の開催)	独身者に対する結婚活動の支援 (身上書の作成支援、プロフィール検索、婚活イベントの案内、婚活に向けたアドバイス)、結婚相談員の育成	まちづくり課
5	結婚応援プロモーション 事業の推進	独身者の結婚に対する意識の醸成 及び結婚応援の機運を高めるイベントへの支援	まちづくり課
6	いばらき出会いサポート センターとの連携	婚活イベントの情報提供、マリッジサポーターによる支援、入会費の助成	まちづくり課
7	大子町定住促進教育ローン 支援事業	若者の定住促進を目的に、子の教育ローンを借りる方に対して最大100万円を助成	まちづくり課

基本目標２ 要保護児童への対応などきめ細やかな 取り組みの推進

(１) 児童虐待防止対策の充実

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	要保護児童対策地域協議会の開催	代表者会議、個別ケース会議を開催し、児童の安全確保のための支援	福祉課
2	虐待に関する相談事業の推進	児童虐待に関する相談、指導体制の充実	福祉課
3	虐待の早期発見と予防	健康相談、健康検査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援	福祉課
4	主任児童委員、民生委員児童委員との連携	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生委員児童委員との積極的連携の推進	福祉課
5	子ども家庭総合支援拠点の確保	児童虐待対応に関し、子どもの福祉に関する支援等に係る資源や必要なサービスをつなぐソーシャルワークを中心とした機能的機能を確保	福祉課

(２) ひとり親家庭等の自立支援の推進

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給	福祉課
2	ひとり親家庭への医療福祉費の支給	「太子町医療福祉費支給に関する条例」に基づくひとり親家庭を対象とした医療費の支給	福祉課
3	母子寡婦福祉資金の貸付事務の推進	「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉資金の啓発及び貸付の取扱い	福祉課

(３) 障がい児対策の充実

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	特別児童扶養手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給	福祉課
2	障害児福祉手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給	福祉課

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
3	心身障がい児（者）福祉手当支給	「太子町心身障がい者福祉手当支給条例」に基づく心身に重度の障がいがある方、又はその方を監督保護している方を対象とした手当の支給	福祉課
4	重度心身障がい児（者）医療福祉費の支給	「太子町医療福祉費支給に関する条例」に基づく重度心身障がい児（者）を対象とした医療費の支給	町民課
5	障がい児福祉サービス等の提供	児童福祉法、障害者総合支援法に基づく、各種サービスの提供 ●児童発達支援 ●放課後等デイサービス	福祉課
6	障がい児保育事業の充実	集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業	福祉課
7	特別支援教育の充実	就学指導委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特別支援学級等での受け入れ	教育委員会事務局 学校教育担当

（４） 子どもの貧困対策及び社会的療育の推進

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	生活困窮家庭の把握と支援	関係機関と連携し、生活困窮家庭の把握に努め、相談支援、就労支援、給付金の支給等の連携支援	福祉課
2	就学援助費の支給	「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助	教育委員会事務局 学校教育担当
3	生活困窮家庭の子どもへの支援	貧困の連鎖を防止するため、相対的な貧困にある家庭の子どもへの学習支援等の援助	福祉課
4	社会的養育の推進	虐待等により家庭における養育が適当でない場合、子どもの権利を守るため、県や児童相談所等との連携により対応	福祉課

基本目標3 乳児・幼児・保護者等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	母子健康手帳等の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付とアプリの周知	健康増進課
2	妊産婦健康相談の実施	妊産婦の悩みや不安等に対する面接相談や電話相談	健康増進課
3	パパママ教室の実施	初妊婦とその夫を対象とした妊婦・出産・育児に関する講義や実技	健康増進課
4	妊産婦健康診査の実施	妊婦を対象とした医療機関における健康診査	健康増進課
5	リスク妊産婦訪問指導の実施	リスク妊産婦に対する家庭訪問事業	健康増進課
6	育児相談の実施	育児の悩みや不安に関する面接相談や電話相談	健康増進課
7	全出生児訪問指導の実施	新生児期～4か月までの全出生児とその親を対象とした家庭訪問事業	健康増進課
8	リスク乳幼児訪問指導の実施	育児指導や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした家庭訪問指導	健康増進課
9	乳幼児健康診査の実施	乳幼児とその親を対象とした集団健康診査 ●3～6か月児 ●9～11か月児 ●1歳6か月～2歳未満児 ●5歳児健康診査【新規】	健康増進課
10	乳幼児健康相談の実施	乳幼児とその親を対象とした集団健康相談 ●4～5か月児 ●7～8か月児 ●1歳～1歳2か月児 ●2歳～2歳2か月児	健康増進課
11	予防接種の実施	予防接種法に基づく予防接種	健康増進課
12	歯科指導の実施	乳幼児健康相談乳幼児健康診査における歯科指導保健所・幼稚園での虫歯予防の講義と歯みがきの実施指導	健康増進課
13	歯科保健対策の推進	小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発	教育委員会事務局 学校教育担当

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
14	小児生活習慣病予防健康診断事業の推進	肥満等により指導が必要な児童に対する生活習慣病予防のための指導	教育委員会事務局 学校教育担当
15	医療相談アプリサービスの配信	医師による高度な遠隔医療相談	健康増進課
16	電子母子手帳サービスの配信	妊娠・出産・育児期の不安の軽減、孤立化の防止	健康増進課
17	産後ケア事業の実施	出産後の母子の心身のケア、育児のサポート	健康増進課

(2) 母子保健に関する支援体制等の充実

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	こども家庭センターの設置【新規】	こどもや家庭の相談支援・虐待防止・子育て支援を行う「こども家庭センター」を設置	健康増進課
2	母子保健関係者の連携体制の推進	保育士・学校教諭・保健師・栄養士・看護師・教育と福祉行政担当者・母子保健推進委員等が情報交換、研修をする会議の実施	健康増進課
3	「ひまわり教室」の開催	発達に心配のある幼児やその親に対する発達支援教室	健康増進課
4	事故防止の啓発	発達に合わせた事故防止情報の提供	健康増進課
5	不妊相談の実施	不妊で悩んでいる方に対する相談支援	健康増進課
6	不妊治療費助成事業	不妊治療費に対する助成	健康増進課
7	不育症治療等費用助成事業	不育症治療費に対する助成	健康増進課
8	こうのとりのタクシー利用助成事業	妊婦が出産のための入退院時にタクシーを利用した際の料金を助成	健康増進課
9	無痛分娩費助成事業【新規】	無痛分娩費に対する助成	健康増進課

(3) 思春期保健対策の充実

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	健康教育の実施	性・性感染症、喫煙、飲酒・薬物乱用に関する正しい知識の普及のための講話	健康増進課
2	性の悩み相談の実施	性に関する悩み、不安等に関する面接相談・電話相談	健康増進課

(4) 「食育」の推進

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	離乳食指導の実施	4～5か月児、7～8か月児健康相談における離乳食の講義と試食、個別指導	健康増進課
2	幼児食指導の実施	1歳児、2歳児健康相談、1歳6か月児、3歳児健診における幼児食の個別指導	健康増進課
3	食生活指導の実施	子どもの食生活に悩みがある親を対象とした食生活に関する面接相談	健康増進課
4	保育所・幼稚園での食育指導の実施	幼児を対象とした適切な食生活習慣確立のための指導	健康増進課
5	学校保護者会での料理講習会の推進	学校の保護者を対象とした子どもの適切な食生活習慣確立のための指導と調理実習	健康増進課
6	食生活改善推進員の地域活動の推進	食生活推進員による子どもとその親に対する適切な食生活習慣確立のための指導と調理実習の開催	健康増進課
7	食生活改善の啓発	「第3次太子町健康づくり計画」に基づき、健全な食習慣を実践できるよう広報等による適切な食生活習慣の普及	健康増進課
8	栄養改善関係者の連携体制の整備	保育士・学校教諭・栄養教諭・歯科衛生士・管理栄養士と教育行政担当者・食生活改善推進員等との情報交換会議の開催	健康増進課

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 良質な住宅の確保

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	空き家の活用支援	空き家等情報バンクに登録された利活用可能な空き家の紹介	まちづくり課
2	住宅リフォーム助成金事業	住環境の向上を図るため、リフォーム費用の一部を助成	建設課

(2) 子育て世代の経済的な負担の軽減

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	妊産婦健診と乳児健診の経費軽減	妊婦健診、産後1か月健診、生後1か月健診、乳児健診（生後3～6か月、9～11月）の無料化	健康増進課
2	太子町新生児すくすく祝金	出生時に祝金を支給	福祉課
3	乳幼児医療福祉費の支給	「太子町医療福祉費支給に関する条例」に基づく乳幼児、妊産婦を対象とした医療費の支給	町民課
4	保育に係る経費の軽減	保育料の無償化	福祉課
5	幼稚園授業料の減免	「太子町立幼稚園保育料徴収条例」に基づく授業料の無償化	教育委員会事務局 学校教育担当
6	小中学校に係る経費の軽減	小中学校の給食費の無償化、教材費の一部を無償給付	教育委員会事務局 学校教育担当
7	子どもの医療費無料化の拡大	未就学児の医療費無料化を高校生相当まで拡大	町民課
8	インフルエンザ予防接種費用の助成	高校生までのインフルエンザ予防接種費用を助成	健康増進課
9	町営住宅に入居する子育て家庭の住宅使用料の軽減	子育て支援住宅： 子1名1万円、子2名1.5万円、子3名以上2万円減額 その他の住宅 子1名10%、子2名15%、子3名以上20%減額	建設課
10	子育て世帯住宅建設助成金	太子町内に住宅を新築する子育て世帯に対し、助成金を交付する	建設課

(3) 職業生活と家庭生活との両立推進

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	ハローワークとの連携による巡回労働相談の実施	ハローワークによる就職に関する職業相談及び求人に関する相談と各種雇用保険の受理等の支援	観光商工課
2	働き方改革に向けた啓発	仕事と生活の調和を目指し時間外労働の削減や働き方の見直しに向けた取り組みを啓発	観光商工課

基本目標5 地域における子育ての支援

(1) 教育・保育及び子育て支援事業の充実

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	多様な保育サービスの実施	子どもと子育て家庭を支援するための多様な保育サービスの実施 ●0歳児保育 ●一時保育事業（一時預かり事業） ●病児・病後児保育事業	福祉課
2	保育所（園）の苦情処理体制の充実	保育所（園）における苦情処理体制の整備による保育サービスの向上	福祉課
3	保育所地域活動事業の推進	保育所（園）の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業	福祉課
4	特定保育事業の推進	おおむね3歳未満児を対象とした週2、3日程度又は午前か午後のみを必要に応じて利用できる保育事業（一時預かり事業で対応）	福祉課
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進	放課後に保護者のいない家庭の小学生（1～6年生）を対象に放課後に遊びや生活の場を提供する事業	福祉課

(2) 子どもの居場所づくり

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	放課後子ども教室の実施【再掲】	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進	教育委員会事務局 生涯学習担当
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における空き教室利用の推進【再掲】	放課後に保護者のいない家庭の小・中学生に対する学校の空き教室等の利用による健全育成事業	福祉課
3	多様な体験活動の機会の充実【再掲】	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進	教育委員会事務局 学校教育担当 福祉課
4	地域交流推進事業の充実【再掲】	地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を推進する事業	教育委員会事務局 学校教育担当

(3) 子どもの安全のための防犯・防災対策の推進

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	交通安全施設の整備	街路灯、道路標識ガードレール、カーブミラーの設置、管理	建設課
2	通学路の安全確保	通学路の安全点検調査及び整備	建設課
3	太子町通学路交通安全プログラムの策定	通学路の安全確保に向けた取り組みを行うための指針の策定と関係機関の連携体制構築	教育委員会事務局 学校教育担当 福祉課 建設課
4	防犯灯の整備	防犯灯設置、管理	財政課
5	交通安全教室の開催	保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校での交通安全教室の開催	生活環境課
6	関係機関・団体との連携	関係機関、団体が連携した交通安全指導の協議	生活環境課
7	チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい着用についての啓発及び購入補助金交付事業	生活環境課
8	関係機関・団体との情報交換（学校警察連絡協議会）	太子町学校警察連絡協議会の活動の推進	教育委員会事務局 学校教育担当
9	太子地区防犯協会の活動の促進	地域の安全・防犯のための活動費補助	生活環境課
10	安全教育の促進（安全管理マニュアル作成等）	保育所（園）、幼稚園の安全管理マニュアルの策定及び不審者を想定した避難訓練等の実施、保護者への文書等による啓発活動事業	福祉課 教育委員会事務局 学校教育担当

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
11	「子どもを守る 110 番の家」事業の推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子どもを守る 110 番の家」の指定推進事業	教育委員会事務局 学校教育担当
12	被害にあった子どもの保護の推進	関係機関と連携したきめ細やかな相談体制の整備の検討	福祉課 教育委員会事務局 学校教育担当

(4) 子育てに関する情報提供、相談支援

No	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
1	地域子育て支援センター事業の推進	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を行う事業	福祉課
2	保育所（園）における子育て相談の充実	保育所（園）において、子育て相談や情報を提供する事業	福祉課
3	保育所（園）・幼稚園児童に対する保健師巡回相談の充実	保育所（園）・幼稚園の児童に対する保健師による健康相談	健康増進課
4	心理相談員による子育て相談、言語聴覚士によることばの相談の実施	ことばや発達に心配がある幼児及び子育てに心配がある保護者に対して心理相談員による相談、言語聴覚士による相談	健康増進課
5	子育てに関する情報を多様な媒体を通じて提供する	子育て情報誌の発行と充実及び広報紙やホームページ等での情報提供	福祉課



教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実

※令和6年度の数値については、一部見込み数値を含んでいます。

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育事業」、実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

なお、本町では、就学前児童数は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で保育所（園）が5つ、幼稚園が1つあります。このような人口規模や児童数の状況から、全町的に調整を図って保育のニーズに対応することが現実的です。また、町内の既存の保育所（園）の施設が老朽化していることを踏まえ、今後、広域的な視点から教育・保育施設の整備及び再編等を検討する可能性があります。さらに、病児・病後児保育や一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業についても、現在の提供体制を勘案し、相当規模の提供区域を設定する必要があります。第1期計画、第2期計画において、本町の教育・保育提供区域は1区域でありました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を一つの提供区域としました。

2 教育・保育の確保

子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園や保育所（園）などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や産業構造、保護者の就労意向、教育・保育施設の利用状況や利用希望といった地域特性を十分に踏まえながら、必要な教育・保育の量の見込みと確保方策を計画します。

■年齢と認定（利用できる主な施設および事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定)	
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

(1) 1号認定【3－5歳】

概 要

3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

【現状】

本町では、令和6年度4月現在、公立の幼稚園1か所において、幼児期の教育の提供を図っており、十分な定員を確保しています。認定者数（利用児童数）は、ほぼ横ばいでしたが近年では減少している状況です。

■第2期の実績

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童数（3－5歳）	195	191	174	166	147
認定者数（A）	37	40	20	24	22
利用定員（B）	105	105	105	105	105
差（B－A）	68	65	85	81	83

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

今後は、1号認定は減少が見込まれ、教育希望の2号認定（幼児教育の希望が強く、幼稚園の利用を希望する2号認定）も含め、町内の幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。なお、教育希望の2号認定については、幼稚園を利用する場合でも保育の必要性にも着実に応えられるよう、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

■第3期の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（3－5歳）	122	120	102	97	86
量の見込み（A：必要量）	20	20	17	16	14
1号認定	20	20	17	16	14
2号認定（教育希望）	0	0	0	0	0
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	105	105	105	105	105
特定教育・保育施設	105	105	105	105	105
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
差（B－A）	85	85	88	89	91

各年4月1日現在

(2) 2号認定【3－5歳】

概 要

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現状】

本町では、令和6年度4月現在、公立3か所、私立2か所の計5か所の保育所（園）において、保育の提供を図っており、認定者数は年々減少している状況にあり、近年は十分な定員を確保しています。

■第2期の実績

(単位：人)

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
※児童数（3－5歳）	195	191	174	166	147
認定者数（A）	148	135	144	132	119
利用定員（B）	186	179	179	171	161
差（B－A）	38	44	35	39	42

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

2号認定については、3－5歳の児童数の減少に伴い、保育を必要とする児童数も減少する見通しであり、現行の提供体制をおおむね維持していくことで、必要な事業量は確保できる見込みです。なお、幼児教育の希望が強い2号認定については、半数程度を本来の2号認定として町内の保育所（園）を利用することを見込んでおりますが、幼稚園、保育所（園）いずれを利用した場合にも必要な定員を確保できる見通しです。

■第3期の見込み

(単位：人)

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
推計児童数（3－5歳）	122	120	102	97	86
量の見込み（A：必要量）	94	93	79	75	66
2号認定	94	93	79	75	66
2号認定（教育希望）	0	0	0	0	0
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	145	145	145	145	145
特定教育・保育施設	145	145	145	145	145
認可外保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
差（B－A）	51	52	66	70	79

各年4月1日現在

(3) 3号認定【0－2歳】

概 要

0歳から2歳の就学前児童で、保育を必要とする子どもの認定区分です。

① 3号認定【0歳】

【現状】

本町では、令和6年度4月現在、公立1か所（頃藤保育所）、私立2か所（だいが保育園、池田保育園）の計3か所の保育所（園）において、保育の提供を図っており、十分な定員を確保しています。

■第2期の実績

（単位：人）

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
児童数（0歳）	48	39	40	39	22
認定者数（A：必要量）	3	6	1	4	3
0歳保育利用率	6.3%	15.4%	2.5%	10.3%	13.6%
利用定員（B）	14	14	14	12	11
特定教育・保育施設	14	14	14	12	11
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
差（B－A）	11	8	13	8	8

各年4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

本町の0歳の児童数は減少していく見通しであるものの、保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数を維持する推移で見込んでいます。

保護者の保育利用ニーズの高まりに応えるため、現行から定員を拡充した提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第3期の見込み

(単位：人)

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
推計児童数（0歳）	31	31	29	28	26
量の見込み（A：必要量）	3	3	2	2	2
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
0歳保育利用率	9.7%	9.7%	10.3%	10.7%	11.5%
確保方策（B）	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
差（B－A）	6	6	7	10	10

各年4月1日現在

② 3号認定【1歳】

【現状】

本町では、令和6年度4月現在、公立3か所、私立2か所の計5か所の保育所（園）において、保育の提供を図っており、十分な定員を確保しています。

■第2期の実績

（単位：人）

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
児童数（1歳）	62	49	44	40	46
認定者数（A：必要量）	37	24	28	25	27
1歳保育利用率	59.7%	49.0%	63.6%	62.5%	58.7%
利用定員（B）	52	52	52	48	49
特定教育・保育施設	52	52	52	48	49
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
差（B－A）	15	28	24	23	22

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

本町の1歳の児童数は微増から横ばいで推移していく見通しであり、ニーズ調査結果からも計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数はやや増加で推移することを見込んでいます。保護者の保育利用ニーズの高まりに応えるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第3期の見込み

（単位：人）

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
推計児童数（1歳）	24	33	33	31	30
量の見込み（A：必要量）	14	19	19	18	18
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
1歳保育利用率	58.3%	57.6%	57.6%	58.1%	60.0%
確保方策（B）	41	41	41	41	41
特定教育・保育施設	41	41	41	41	41
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
差（B－A）	27	22	22	23	23

各年4月1日現在

③ 3号認定【2歳】

【現状】

本町では、令和6年度4月現在、公立3か所、私立2か所の計5か所の保育所（園）において、保育の提供を図っており、十分な定員を確保しています。

■第2期の実績

（単位：人）

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
児童数（2歳）	64	60	48	42	39
認定者数（A：必要量）	44	49	32	30	30
2歳保育利用率	68.8%	81.7%	66.7%	71.4%	76.9%
利用定員（B）	63	60	60	54	54
特定教育・保育施設	63	60	60	54	54
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
差（B－A）	19	11	28	24	24

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

本町の2歳の児童数は減少していく見通しであるものの、ニーズ調査結果から計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数は横ばいからやや減少で推移することを見込んでいます。保護者の保育利用ニーズの高まりに応えるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第3期の見込み

（単位：人）

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
推計児童数（2歳）	45	24	32	32	30
量の見込み（A：必要量）	32	17	23	23	22
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
2歳保育利用率	71.1%	70.8%	71.9%	71.9%	73.3%
確保方策（B）	50	50	50	50	50
特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童）	0	0	0	0	0
差（B－A）	18	33	27	27	28

各年4月1日現在

3 地域子ども・子育て支援事業の展開

本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策及びその実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業	身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う	0～5歳児 1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設する	0～2歳児
③	妊産婦健康診査	妊産婦に対する健康診査を実施する	妊産婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行う	新生児、母親
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談や支援を行う	児童、保護者、妊婦
⑥	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る事業	児童、保護者、妊婦
⑦	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	0歳児～18歳未満
⑧	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行う	0～5歳児 1～6年生
⑨	一時預かり事業	幼稚園での在園児の預かり保育（延長保育）	3～5歳児
		保育所（園）などでの一時的な預かり保育	0～5歳児
⑩	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場、生活の場を提供する	1～6年生
⑪	延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の時間を超えた延長保育	0～5歳児
⑫	病児・病後児保育事業	児童が病気からの回復期にある場合などにおいて、専用スペース等で一時的に保育を行う	0～5歳児 1～6年生
⑬	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成する	保護者
⑭	多様な主体が本制度に 参入することを促進 するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進するための事業	事業者

事業		事業概要	主な対象
⑮	乳児等通園支援事業（新規事業）	すべての子育て家庭に対して、就労に関係なく子どもを保育所に預けられるようにする事業	6か月～3歳未満
⑯	妊婦等包括相談支援事業（新規事業）	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業	保護者、妊婦
⑰	子育て世帯訪問支援事業（新規事業）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業	児童、保護者、妊婦

(1) 利用者支援事業

概 要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【 現状 】

本町では、福祉課において、担当職員が保育サービスの情報提供や関係機関との連絡調整などの事業の利用支援を行っています。しかしながら、利用者支援事業の枠組みとしての事業は実施しておりません。

【 量の見込みと確保方策 】

本町では、計画期間において利用者支援事業を実施する予定はありませんが、より良い利用者支援体制について検討していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。

【 現状 】

大子町社会福協議会に委託し、大子町文化福社会館「まいん」で「たんぽぽ広場」を実施し、地域において、子育て親子の交流のためのひろばを設け、子どもが自由に遊び、保護者同士が交流できる場を提供しています。

さらに、地域の保育資源等の情報提供、子育てに関する悩みの相談を月曜日～金曜日、8:30～16:00まで実施しています。

■第2期の実績

(月間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数	159人回	202人回	179人回	166人回	160人回
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、大子町文化福社会館「まいん」において、大子町社会福協議会への委託により事業を実施します。

■第3期の見込み

(月間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		122人回	114人回	107人回	103人回	94人回
確保方策	利用回数	122人回	114人回	107人回	103人回	94人回
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(3) 妊産婦健康診査

概 要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。また、出産後間もない時期の母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態が把握できるように産後健康診査を実施します。把握した情報を関係機関と連携しながら支援を実施します。

【 現状 】

妊婦に14回分の受診券、産婦に2回分の受診券を配布し、希望する医療機関等における健診の機会を提供しています。近年、受診者数、受診回数ともに、減少傾向にあります。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ受診回数	464回	483回	416回	256回	360回

【 量の見込みと確保方策 】

事業の性質上、すべての妊産婦の受診を見込んでいます。引き続き、茨城県医師会等と連携し、希望する医療機関・助産所における受診機会の提供を図ります。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込みの量	延べ受診回数	434回	434回	406回	392回	364回
	実受診者数	31人	31人	29人	28人	26人
確保方策	実施体制	茨城県医師会との連携				
	実施場所	利用者が希望する医療機関				
	実施時期と検査項目	①妊娠8週頃 基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査 ②妊娠12週頃 基本健診 ③妊娠16週頃 基本健診 ④妊娠20週頃 基本健診、超音波検査 ⑤妊娠24週頃 基本健診 ⑥妊娠26週頃 基本健診、血液検査 ⑦妊娠28週頃 基本健診 ⑧妊娠30週頃 基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査 ⑨妊娠32週頃 基本健診 ⑩妊娠34週頃 基本健診 ⑪妊娠36週頃 基本健診、B群溶血性レンサ球菌検査 ⑫妊娠37週頃 基本健診、超音波検査 ⑬妊娠38週頃 基本健診 ⑭妊娠39週頃 基本健診 ①産後2週 基本健診、EPDS質問票 ②産後4週 基本健診、EPDS質問票				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【 現状 】

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭を対象に、町の健康増進課の保健師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問家庭数	44家庭	43家庭	40家庭	27家庭	25家庭

【 量の見込みと確保方策 】

町内すべての対象家庭の訪問を想定し、0歳児の将来推計結果と実績をもとに事業量を見込んでいます。引き続き、町の健康増進課が主体となって実施する体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		31家庭	31家庭	29家庭	28家庭	26家庭
確保方策	実施体制	保健師				
	実施機関	大子町 健康増進課				

(5) 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

【 現状 】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の健康増進課の保健師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。しかしながら、第2期計画において、本事業として該当する実績はありませんでした。

【 量の見込みと確保方策 】

第2期の実績はありませんでしたが、第3期においても、引き続き、健康増進課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師等の専門的知見を生かしたサポート体制により、事業を実施していきます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1人	1人	1人	1人	1人
確保方策	実施体制	保健師				
	実施機関	大子町 健康増進課				

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

【 現状 】

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を開催し、児童の安全確保のための支援を図っています。

しかしながら、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業としては構成メンバー向けの研修等は実施しておりません。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
代表者会議	1回	1回	1回	0回	2回
個別ケース会議	11回	11回	4回	4回	8回

【 量の見込みと確保方策 】

今後も現在の取り組みを継続し、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。代表者会議に加え、随時開催する個別ケース検討会議において、ケースに応じた適切な支援策の検討や、実際に行った支援の状況把握・評価を定期的に行います。

さらに、養育支援訪問事業担当者との定期的なケース検討会の開催により、児童虐待の恐れのある家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業との連携を図りながら支援することで児童虐待の未然防止に努めます。

また、計画期間中、ネットワーク機能の強化を図るための協議会の構成員を対象にした研修や事例検討会等については、本町の状況や国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(7) 子育て短期支援事業

概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【 現状 】

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業です。

町内には施設がないことから、第2期において利用実績はありませんでした。

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、近隣の児童養護施設と契約を結び、事業の提供体制と必要な事業量の確保を図ります。

幅広く事業を周知するとともに、支援が必要な子どもと子育て家庭を早期に把握し、子育て短期支援事業につなげられるよう、子どもと子育て家庭の支援に努めます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		84人日	84人日	84人日	84人日	84人日
確保 方 策	延べ利用数	84人日	84人日	84人日	84人日	84人日
	受入施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(8) 子育て援助活動支援事業【就学児対象】（ファミリー・サポート・センター事業）

概 要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【 現状 】

本町では、大子町社会福祉協議会に運営事務局を委託し、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施しています。

しかしながら、利用者はごく少数に限られております。

■第2期の実績

（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	0人	3人	3人	6人	6人
運営組織数	1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、大子町社会福祉協議会に運営事務局を委託し、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。これまでの実績から、事業量は見込んでいます。就学児による利用希望があった場合には適切に対応し、サービスを利用できるよう支援します。

■第3期の見込み

（年間）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保方策	延べ利用数	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
	運営組織数	1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園在園児対象の一時預かり

概 要

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【 現状 】

町内1か所の公立の幼稚園において、在園児対象の預かり保育を実施しています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	588人日	728人日	129人日	377人日	151人日
利用施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保方策 】

在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、保育所（園）における延長保育と同様、希望どおりの対応を実施しており、基本的に定員は設定していないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

また、本来的には2号認定（保育認定）でありながら、教育希望が強いために幼稚園を選択する家庭の保育需要に対しても適切な対応を図ります。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用数	304人日	285人日	268人日	257人日	235人日
利用施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 保育所（園）その他の場所での一時預かり

（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

概 要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

確保方策 の類型	○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 ○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業
-------------	---

【 現状 】

令和6年度現在、本町の2か所の私立の保育園における一時預かり事業のほか、大子町文化福祉会館「まいん」では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施し、ふだん保育を利用していない家庭と子どもに一時保育を提供しています。利用実績はそれほど多くはなく、一定の水準で推移しています。

なお、本町では、トワイライトステイ事業は実施しておりません。

■第2期の実績

（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	212人日	64人日	31人日	94人日	90人日
利用施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【 量の見込みと確保方策 】

令和7年度以降は、町内1か所の私立の保育園において実施する一時預かり事業により必要な事業量は確保できる見通しです。

なお、本町では、トワイライトステイ事業を確保方策としては見込んでおりません。

■第3期の見込み

（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用数	66人日	62人日	58人日	56人日	51人日
利用施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概 要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【現状】

本町では、町内5か所において、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

利用登録のある児童数は増加傾向にあり、令和元年度において登録児童数は定員を上回りました。令和2年度以降、土曜日・長期休業中の利用に対応した児童クラブを新たに開設し、定員数の増加を図りました。

<町内の放課後児童クラブ>

【通年】

●だいが放課後児童クラブ

*大子町大字大子 722 番地 1 大子町文化福祉会館 子育て支援室

●放課後児童クラブ「なかよし」（令和6年度まで）

*大子町大字大子 554 番地 2 だいが保育園 放課後児童クラブ室

【土曜日・長期休業中の利用のみ開催】

●ふくろだ児童クラブ

*大子町大字袋田 1329 番地 3 袋田地域防災センター

●みなみ児童クラブ

*大子町大字頃藤 3708 番地 大子町立南中学校

●大子西児童クラブ

*大子町大字芦野倉 733 番地 大子町立大子西中学校

■第2期の実績

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (A)	小学1～3年生	63人	80人	83人	90人	85人
	小学4～6年生	34人	59人	63人	46人	59人
	計	97人	139人	146人	136人	144人
定員数 (B)		110人	140人	160人	160人	160人
設置数		3クラブ	4クラブ	5クラブ	5クラブ	5クラブ
差 (B - A)		13人	1人	14人	24人	16人

【 量の見込みと確保方策 】

第3期計画期間中、ニーズ調査結果を踏まえ、利用率の更なる増加を見込んでいますが、児童数の減少に伴い、必要な定員を確保できる見通しです。

本事業については、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き、事業者等の協力を得ながら定員の維持を図るとともに、家庭に保護者がいない児童のための保育という本来の趣旨に立ち返った適正な運営に努めます。さらに、小学校の余裕教室の活用や放課後子ども教室との一体的実施などを目指していきます。

また、障がいのある子どもへの対応については、施設と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数 (A)	小学1～3年生	80人	76人	68人	56人	56人
	小学4～6年生	62人	51人	49人	50人	42人
	計	142人	127人	117人	106人	98人
定員数 (B)		150人	150人	150人	150人	150人
設置数		4クラブ	4クラブ	4クラブ	4クラブ	4クラブ
差 (B - A)		8人	23人	33人	44人	52人

(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

概 要

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所（園）等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

【 現状 】

町内の保育所（園）の開所時間は、7時30分（私立は7時15分）から18時30分までとなっており、保育標準時間の提供を図っておりますが、開所時間前後の延長保育（時間外保育）は実施しておりません。

【 量の見込みと確保方策 】

保育所（園）の運営状況及び利用者の動向などから、第3期計画期間におけるサービス提供は見込んでおりません。計画期間中、保護者の利用意向の把握に努めながら、必要に応じて町内の保育所（園）における延長保育（時間外保育）の実施の検討を行い、子育て家庭のニーズへの対応に努めます。

(12) 病児・病後児保育事業

概 要

児童が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

事業の種類	○病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所（園）で一時的に保育する事業
-------	---

【 現状 】

本町では、病児・病後児保育事業（病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型）を、町内の保内郷メディカルクリニック内の病児保育室「ひまわり」で実施しており、利用者は一定の水準で推移しています。

■第2期の実績

（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	98人	63人	29人	37人	50人
利用施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き町内の病児保育室「ひまわり」で実施する病児保育事業により、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第3期の見込み

（年間）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	40人日	37人日	35人日	31人日	30人日
（B） 確保方策	40人日	37人日	35人日	31人日	30人日
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【 現状 】

本町においては、第2期計画中、この事業は実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

第3期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

【 現状 】

本町においては、第2期計画中、この事業は実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

第3期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(15) 乳児等通園支援事業（新規事業）

概 要

すべての子育て家庭に対して、就労に関係なく子どもを保育所に預けられるようにする事業です。（0歳6か月～3歳未満が対象）

【 量の見込みと確保方策 】

第3期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(16) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

概 要

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

第3期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(17) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

概 要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

第3期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。



計画の推進

1 施策の実施状況の点検

本計画に基づく取組の実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「太子町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検・評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

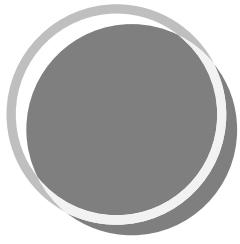
2 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、町民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

3 町民・企業・関係機関との連携

計画を推進するためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する町民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、町民に対して積極的に情報提供するとともに、町と各種団体、地域住民との連携を図ります。町は子育てに対して多様化するニーズに対応するため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を生かした子育て支援の充実を図ります。



資料編

1 大子町子ども・子育て会議条例

平成25年12月16日

条例第42号

改正 平成28年9月27日条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大子町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に係る調査審議に関すること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する事項の調査審議に関すること。
- (6) 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）第2条の規定に基づき、町が処理することとされた同条の表7の3の項に規定する児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）に基づく事務に関し必要な事項の調査審議に関すること。

（平28条例21・一部改正）

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、町民又は幼児期の教育若しくは保育及び子育て支援施策について識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成28年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 大子町子ども・子育て会議委員名簿

	選出区分	所 属	氏 名	備 考
1	子どもの保護者会	大子町PTA連絡協議会	清 水 和 哉	
2		大子幼稚園父母と先生の会	吉 成 菜 々	
3		だいが保育園保護者会	大 藤 剛	
4		池田保育園保護者会	近 藤 祐 二	
5		頃藤保育所保護者会	神 長 慎	
6		小生瀬保育所保護者会	高 倉 崇 彰	
7		西保育所父母と先生の会	鈴 木 健 二	
8	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	病児・病後児保育事業委託医療機関代表者	福 田 祥 江	委員長
9		大子町社会福祉協議会（放課後児童クラブ）代表	北 村 利 奈	副委員長
10		社会福祉法人 清和会（放課後児童クラブ）代表	荒 蒔 登美子	
11	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	大子幼稚園 園長	仲 野 貴代恵	
12		池田保育園 園長	小 盛 豊 美	
13	識見を有する者	大子町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	益 子 智 好	
14		大子町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	木 澤 たつ子	
15	オブザーバー	岩佐医院 院長	岩 佐 秀 一	

委員任期：令和5年10月1日から令和7年9月30日

第3期太子町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 太子町

編集 太子町福祉課

〒319-3521 茨城県久慈郡太子町大字北田気 662

T E L : 0295-72-1117

F A X : 0295-72-1448

**地域で子どもを育み
あらゆる世代がきらめくまち 大子**

